

福祉文教委員会会議録

令和6年8月6日(火)
(開会) 10:00
(閉会) 17:06

【 案 件 】

1. 図書館について
2. 虐待の予防事業について

【 報告事項 】

1. 飯塚市立病院小児科の休日・夜間診療の受付時間変更及び臨時休診について
(健幸保健課)
2. 飯塚市文化施設活用検討委員会からの答申について
(文化課)
3. 財政見直しについて
(財政課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「図書館について」を議題といたします。先日の委員会で資料要求のありました資料及び本日の提出資料について執行部の説明を求めます。

○生涯学習課長

前回、4月18日開催の本委員会において追加要求のありました資料につきまして、資料1及び2として提出しましたので、当該資料について補足説明させていただきます。

それでは、資料1をお願いいたします。令和5年度第2回子ども図書館整備等検討委員会会議録でございます。学識経験者としての保育専門家や図書館ボランティア、現役の保育園施設長、自治会関係者のほか、庁内からも子育て・保育・教育担当部署から合計で10名の委員を選出、子ども図書館整備の方向性、蔵書内容や必要な設備・機器、読書環境やレイアウト全般等について、活発な意見交換や提案をいただいたところです。

今回の会議における審議内容としましては、設計図を確認いただいた上で、館内レイアウトやスタッフの配置場所、書架の種類や配置、さらには常設展示ブースの活用方法や学習室・学習スペースの確保状況等に係るご意見・ご要望に対して説明を行うとともに、今後、開催予定のワークショップにおいて意見聴取を行うことや検討事項として協議していくこととしたものでございます。

次に、資料2をお願いいたします。子ども図書館整備等検討委員会や庁内関係部署との打合せにおいて、本委員会では出されました意見・要望等に関して協議した状況について、その内容を要約した資料でございます。出されました意見・要望等に対する所管課としての考えのほか、施設の運用方法や今後の事業方針等に関する継続協議のあり方について記載しておりますので、その内容についてはご確認をお願いいたします。

続きまして、今回は、「嘉飯圏域定住自立圏連携事業」及び「イイヅカコミュニティセンター大規模改修事業」について、提出いたしました資料に基づき、説明させていただきます。

それではまず、「嘉飯圏域定住自立圏連携事業について」、資料1ページをお願いいたします。定住自立圏構想の概要を記載した資料となります。定住自立圏構想とは、都市圏への人口流出を防ぎ、地方圏への人の流れを創出するために国が推進している施策であり、人口5万人程度以上の要件を満たす中心市である飯塚市が近隣の市町村である嘉麻市及び桂川町と協定を結び、定住に必要な生活機能を圏域で確保するために役割分担し、連携することで圏域全体を活性化させることをめざすものです。

平成30年3月26日に飯塚市と嘉麻市、桂川町が1対1で締結した定住自立圏形成協定の

内容を踏まえ、圏域として目指すべき将来像とその実現に向けた具体的取組を示すことを目的として、平成30年8月に「嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン」が、また、この共生ビジョンの計画期間が令和4年度までとなっていることから、令和5年3月に「第2次嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン」が策定されたものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。定住自立圏共生ビジョンの目指す圏域の将来像の実現に向けて、具体的に取り組む21の連携事業の概要を一覧表にまとめたものとなっております。その中の一つとして、図書館の相互利用について、具体的取組を実施するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。図書館の相互利用について、その事業概要及びイメージ図となっております。従来、図書館資料等の貸出しについては、市町在住者及び勤務者等に限定しておりましたが、圏域住民の図書館利用を促進するため、圏域住民が自由に利用できる図書館となるよう環境整備を実施したものでございます。これにより、圏域住民の図書館利用に関する利便性の向上とともに、図書館の情報発信機能や生涯学習支援機能を有効活用して、地域の活性化を図る取組となっております。

次に、4ページをお願いいたします。図書館相互利用に係る域外利用者等に係る統計資料となっております。

(1) 登録者数につきまして、過去3か年における各市町別、年度別の新規登録者数を記した表でございます。ここ3か年は各市町ともに、大きな増減はなく推移しております。

(2) 利用者数につきまして、過去3か年における各市町別の実績ですが、図書館の相互利用に係る周知・啓発が進み、前年比で10パーセント以上の高い伸びとなっております。

(3) 貸出資料数につきましても、利用者数の増加と連動して、ほぼ同様の傾向となっております。

最後に、5ページをお願いいたします。その他、住民の圏域内図書館利用促進につながるような連携事業の取組として、図書館ボランティア交流会及びボランティアスキルアップ講座を飯塚市・嘉麻市・桂川町合同で開催したほか、図書館広域利用を促進するための広域チラシの更新を実施したものでございます。

続きまして、「イイヅカコミュニティセンター大規模改修事業について」、1枚物の資料をお願いいたします。平成8年建築の当該施設の老朽化に伴い、今後の施設の維持管理及び快適・安全な環境確保のために大規模改修を実施するものでございます。

改修場所や施設概要、工事内容につきましては資料記載のとおりでございますが、今年度下半期より、順次、工事発注を行い、施工準備に取りかかる予定にしております。

なお、施行準備に時間を要するものもあることから、実際の工事期間としては、来年度の令和7年5月頃から令和8年1月末までの予定となっております。

また、工事施工に伴う施設の休館期間としては、工事完了後の開館準備期間を考慮しまして、令和7年5月頃から、中央公民館及び男女共同参画推進センター「サンクス」については令和8年2月頃まで、飯塚図書館については令和8年3月頃までを予定として、今後、市報やホームページ、館内掲示等により、周知を図ってまいります。

以上、簡単ではございますが、「嘉飯圏域定住自立圏連携事業」及び「イイヅカコミュニティセンター大規模改修事業」について、提出資料の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。今日、所管事務調査に当たり、武井市長、藤江副市長、久世副市長が出席されております。今朝の朝日新聞によれば、「副市長 職員勤務中パチンコ 飯塚市民が目撃 一度は辞意」という報道がっております。執行部のほうから、当然に一言あつ

てしかるべきだと思うわけです。市民も傍聴されていると思いますので、見解を求めます。

○久世副市長

市議会の皆様方には、私ごとで大変ご迷惑をおかけしております。大変申し訳ありません。

新聞報道に載っていることは事実でございます。私が市役所の開庁中に、5時前ぐらいですか、パチンコに行ったというのは事実でございます。これにつきましては、先ほど私のほうから正副議長への報告及び経過説明及び謝罪を入れさせていただきました。

この後の対応につきましては現在検討いたしておりますので、また、私のほうから説明責任等を果たしていきたいと考えております。大変申し訳ありませんでした。

○川上委員

前回、私は飯塚市立図書館がTRCに5年にわたって指定管理者として役割を果たしてもらっていることに着目し、図書館法第14条及び図書館条例施行規則第34条につき、本市の運営について、整合性の取れていないところがあるのではないかという質問をしたんですね。

実は、TRCは丸善CHIホールディングスとの関係、さらに大日本印刷、凸版と並んで、我が国において相当大きい影響を持っている会社です。その系列にあるのが、このTRCであり、谷一文子社長は、関連会社において、おおよそ250万株のところ、30万株を持つておるようなポジションにある方なんですね。全国3千を超える図書館の中で583館、ちょっと不正確ですので、おおよそ申し上げますけれども、そういったところをこのTRCは受けているわけですね。こうして眺めていくと、特定の大手企業の事業者が、社会的貢献というのもあると思うけど、利潤追求のためにね、株式会社ですから、相当なことを考えてやっていると。

谷一文子さんの発言などを見ておきますと、図書館という所はたくさんの利用者が来るので、図書館で本を販売できるといいなと、サービスの向上にもなるし、事業者としても非常に有利だというような発言をしたところもあるわけですね。

こうした中であって、我々の図書館運営に当たっては、厳密に図書館法に基づいて、公的な役割を果たさなければ、憲法が定める表現の自由、出版の自由、国民の知る権利に重大な影響を及ぼすことにもなりかねない。そういう局面に今あるのではないかと思うわけです。

それで、4月18日の当委員会においては、生涯学習課長がつじつまの合わない現実があるということ認めて、見直しをさせていただきたいと述べました。また、桑原教育長は、指定管理者の館長が運営協議会の中で質疑に対し答弁をするという、何の立場もないのにやっていることも認められて、この辺りをきちんと整理して、もう一度協議会のほうの構成等も考えていきたいという答弁がありました。この課長及び教育長の答弁に基づいて、4か月がたとうとしているんだけど、どういったことをしたのか、どういう考え方を持っておるのか、考え方としたことと両方を回答してもらいたいと、答弁してもらいたいと思います。

○生涯学習課長

さきの委員会のほうでご指摘いただきましたとおり、図書館運営協議会、特に私どもが今ホームページ上で公開しております会議録上におきまして、図書館流通センターの職員が事務局の一員として名を連ねておったところがございます。確かにご指摘のありましたとおり、TRC、指定管理者であります図書館流通センターの職員につきましては、事務局ではなく、あくまでも事務局は私ども生涯学習課の職員が事務局でございますので、教育委員会が庶務を持つということになっておりますので、事務局として一切合財の流れを進行しているところがございます。その辺は改めまして、過去においては深く考えないで、その辺を明記していたところもございましたので、そこは誤りとして、本当に申し訳なかったと思っております。

それを是正するために、実際に、今年度も含めまして、図書館運営協議会に図書館流通センターの指定管理者が参加をしないというわけではございませんけれども、あくまでも事務局としてではなく、今、図書館運営を任せしておる指定管理者としての立場で、その運営のほうに

は携わっていただきたいと思っておりますし、もちろん委員でもございませんし、事務局でもございません。その立場を明確にした上で、今後、もちろん今までありました会議録も含めまして、そういったところに、立場をはっきりと分けたところで対応してまいりたいと思っておりますし、こういった法の趣旨に違反するような流れにならないように、今後とも是正してまいりたいと考えております。

○川上委員

教育長のほうから答弁はないですか。

○桑原教育長

今、生涯学習課長が申しあげましたとおり、この構成、事務局職員であったりとか出席の委員であったりとかいうところに名前を連ねているということは、非常に整合性が取れていないところでございますので、そこは訂正して、修正してやっていきたいというふうに考えております。

○川上委員

この図書館運営協議会は館長の諮問機関なんですか。

○生涯学習課長

質問委員のおっしゃるとおりでございます。

○川上委員

諮問した側の者が諮問機関の事務局の一員という位置づけになっていて、先ほど課長は名を連ねているという表現をされましたけれども、前回、教育長が答弁したように、委員の質問に対して積極的に回答しているわけですね。諮問した者が姿を変えて、立場を変えて事務局の一員となり、そして委員の質問に答えていくと。この構図についてどういうふうに考えたかを聞かせてください。

○生涯学習課長

質問委員がおっしゃいますように、図書館長はあくまでも諮問する立場でございまして、この運営協議会が開かれているところでございます。ただ、図書館運営協議会のこの事務に従事することを、私どもが指定管理者を募集するに当たりましては、先ほどもご説明しましたとおり、その業務として図書館流通センターの指定管理者にお願いしているところもございます。

それで、先ほどから申し上げておりますとおり、それが事務局の一員としての、あくまでその立場であるかのように発言し、そのことが運営協議会の流れに大きく影響するのは確かに誤った取扱いだったかなというふうには考えておりますけれども、そういった実際に指定管理者として図書館を運営する立場でございまして、いかにせん図書管理運営協議会につきましては委員の皆様からいろいろなご意見をいただく、要望もございまして、そういうときにありまして、実際に運営をする側として話をする。諮問したことに対してではないかもしれませんが、運営側として、実際に運営する中で思うところもあるかと思っておりますけれども、その辺の取扱いにつきましても、実際に、TRC、図書館流通センターがこの運営協議会に従事すること自体は、先ほど申し上げましたとおり、私どもも指定管理者にお願いしているところでございますので、それが正しいやり方かどうかは、また今後ちょっと協議・検討が必要かもしれませんが、現状では、私どもは、運営する立場として、指定管理者として、図書館流通センターの職員として、館長に限らず、この運営協議会でいろいろな外部の委員様のご意見・ご要望に応えるためには必要な方たちではないかと考えておりますので、その取扱いをどうするか、改めて、もう一度、検討が必要かと思っておりますので、そこは協議、また、検討させていただければというふうに考えております。

○川上委員

4月18日から4か月たとうとしているわけですよ。今日、今の答弁は、これから検討するという答弁なんですか。

○生涯学習課長

もちろんこれからというわけではございません。さきの委員会でご指摘いただいた上で、最初にありました事務局として名を連ねておりましたところが一番問題であったかと思っておりますので、その辺は当然、改善させていただきたいと思っておりますし、今後、今年度以降、そういう取扱いにならないようにはしていこうと考えたところでございます。ただ、図書館流通センターの職員が運営協議会に従事しないとなりますと、その内容につきまして、図書館全般の運営につきまして、私どもも事務局ではございますけれども、細かい内容について、どうしても運営側ではないと分からない場面も出てまいりますものですから、そういった立場として、どういった立場になるかはまだ固まっておられませんけれども、あくまでも指定管理者ではございますけれども、事務局職員ではなく指定管理者として、もしくは参考人という言い方がいいかどうか分かりませんが、そういった立場をもって運営協議会のほうには携わっていただきたいというふうには考えておりますが、申し訳ありません、そこまでの細かい結論を見いだしていただいておりますので、引き続き、協議・検討させていただければというふうに考えているところでございます。

○川上委員

4月18日以降、この件について、どういう場面で議論してきたか、聞かせてもらえますか。

○生涯学習課長

当然、この運営協議会、今、外部委員様がおりまして、私ども事務局と図書館流通センター、指定管理者である図書館流通センターで成り立っているわけでございますけれども、図書館流通センターにつきましては、指定管理者でありまして、毎月、定例会で調整会議を行っているところでございます。そういったところを通じまして、今後の運営協議会の在り方とかは、4月以降、毎月行っておりますので、そういった場で指定管理者側とも協議をさせていただいたところでございます。

○川上委員

答弁を聞いていても、いつ、どこで、何が、どういう議論をされたのか、全然分からない。

それで、仕方がないので一問一答で聞いていきますけど、4月18日、私が所管事務調査で指摘をし、課長が答弁しました。教育長も答弁しました。このことについては、協議会の会長にはいつ伝えましたか。

○生涯学習課長

運営協議会に、もちろん会長がいらっしゃいますので、今年度も先月、運営協議会を開いたところでございますけれども、実際に事前の協議は行っておりませんが、会長と話したのは当日にそういった事情があるというのはお話をしたところでございまして、前もってお話をしたわけではございません。7月25日に運営協議会を開催したところでございますので、その中で細かい結論に至ったわけではありませんけれども、お話をしたところではございます。

○川上委員

4月か、7月25日か、確認してください。

○生涯学習課長

運営協議会が開かれましたのは7月25日でございます。

○川上委員

ということは、3か月たっていたわけですね。福祉文教委員会で指摘した事項、自ら課長として答弁し、教育長として答弁したことについて、3か月間放置したということ、今、答えていることとなりますけど、そういうことですね。

○生涯学習課長

実際に、この問題につきまして、事務的な要素が多いということも私どもは認識をしておりますものですから、内部、私どもと図書館流通センター側での話を前面に進めたところで

ございまして、確かに質問委員言われますように、運営協議会の会長には非常に遅くなってお話をしたところでございます。それは大変申し訳なく思っております。

○川上委員

教育長は理解されていないね、この問題の重大さが。3か月間、課長は何もやらなかったと。教育長はどういうことをしたんですか、7月25日までの間。教育長はどういう指示を出したり、状況把握をしたのか、お尋ねします。

○桑原教育長

ご指摘を受けて、このような参加の仕方、指定管理者のほうが入るのはおかしいんじゃないかということで、確かにそれはそう感じたので、事務局であったりとか、出席委員の中に名前を連ねるのはおかしい、ここは改正していかないといけないという話は、考えていきたいと思いますということで指示はしました。

ただ、どのような形で参加するかということを考えていかないといけないですねという話をしたんですが、その後、今お話があったように7月25日ということで、非常に遅くなったということで、申し訳なく思っております。

○川上委員

教育長は前回の所管事務の後、指示をしたとおっしゃいましたね。それはいつですか。

○桑原教育長

この委員会が終わった後でございます。後に事務局のほうと集まってその話をしました。

○川上委員

4月18日委員会の直後に、事務局ということは生涯学習課のメンバーと会って是正を指示したということなんですね。

○桑原教育長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、課長は直後に教育長の指示を受けているのに、3か月間、仕事をしていないと言っているわけでしょう。どういうことですか、これは。途中で点検したんですか。

○桑原教育長

課長のほうが仕事をしていないというふうには考えておりません。私のほうが指示をして、このような参加の仕方はおかしい、出席の仕方はおかしい。先ほど課長が答弁しましたように、事務的な作業が多いので、どうしてもご意見とかをいただかないといけないときがある。全く意見を聞かないというわけにもいかないのということも話がありましたので、その辺りは、参加の仕方については、今後、検討していかないといけないですねという話をしました。

ただ、その後についていつまでにこれをしてくれということで、私のほうは具体的な指示まではしておりませんでしたので、その辺りは申し訳ないというふうに思っています。

○川上委員

中堀館長には、4月18日の私の指摘と、皆さんの答弁の内容については、いつ伝わりましたか。

○生涯学習課長

すみません、具体的な日にちまでは今記憶していないところでございますけども、4月18日に委員会がございまして、その後、4月にも連絡調整会議を行っておりますし、その前にも、当然、毎日のように顔を合わせておりますので、正確な会議ではございませんけれども、そういった委員会においてお話があったという事実は、委員会が終わった後にあまり間を空けずに話した記憶があります。

○川上委員

それはどういうかシーンというか、形で伝えたんですか。廊下の立ち話とかよくあるんです

よね。指定管理者のメンバーであり、館長に対して物を言ったのか、事務局に対して言ったのか、どういう場面で言ったんですか。ちゃんとしたところで話をきちんとしたんですか。

○生涯学習課長

申し訳ございません。私が直接、もちろん図書館の事務室もすぐ隣にございますので、中堀館長に、直接、私がそういった委員会での指摘の内容とかそういうのを事務室のほうにお伺いして、お話をしたところでございます。

○川上委員

指定管理期間は5年間でしょう。このTRCには幾ら指定管理のお金を払うんですか。

○生涯学習課長

すみません、5年間の予算は、今、手元にすぐにご覧できませんけれども、今年度の指定管理料でいいますと、予算的には1億2200万円ほどだったと記憶しております。

○川上委員

いや5年間で。

○生涯学習課長

申し訳ございません。正確な数字は今把握できておりませんが、5年間になりますと約6億円になるかと思えます。

○川上委員

そのほかに、この館長、あるいは指定管理者の意見を聞いて図書館予算を組み、建て替えに当たっても意見を聞いて反映することになるでしょう。それから、今のところ3500万円ぐらいの図書の新規購入をTRCないし丸善の資料から大体選んでいるわけですね。大本は大日本出版、なんですよ。

そういうところとの関係のことを指摘もしているのに、あくまでもこの館長は運営協議会に出席させるということで話をされていますけど、この是正ができない抵抗感というか、なぜ4か月もたって、あやふやな状態で、「今後、検討する」とかいう答弁が出て来るか分からない。なぜこういう答弁が今頃になって、4か月もたとうとしているのに。今日の所管事務調査は4月の段階からもう分かっているんですよ、7月末から8月頭にこの所管事務調査があるというのは。私がまた質問するというのは分かっているじゃないですか。この抵抗感、なぜ、きちんと法の趣旨に基づいた是正ができないのか、物すごく心配ですよ。

TRCのほうから、この図書館運営協議会には館長が諮問するんだけど、その館長はうちが取りましたと。しかし、諮問を受けて審査してもらって諮問機関のほうにも、TRCが入らないと困ると、ぜひ参加させてくれと。あなた方が、「参加してくれ」ではなくて、向こうが、「参加させてくれ」と言っているわけではないんですか。

○生涯学習課長

図書館長の参加につきましては、私どもが事務局でございまして、運営協議会の外部委員の皆様から積極的に参加させてくださいとかいう話が出てはいるわけではございません。

○川上委員

教育長、質問に答えてください。市の側が出てくださということもあるかもしれないけども、TRCの側が、館長は取りましたと、それで諮問しましたと、諮問機関の審査がありますと。事務局にも諮問した人間を配置してもらって、そこで質問に対しても答弁させるようにさせていただきますということを、指定管理者が言っているわけではないのかと聞いているわけですよ。あるいは中堀館長が。

○生涯学習課長

申し訳ございません。勘違いしておりました。

運営協議会のほうにTRC側が、図書館流通センター側が参加したいと積極的に申し出て参加しているとか、そういうわけではございませんで、私ども事務局として、現状としては、今ま

でももちろん参加もいただいておりますので、引き続き参加いただくべきではないかなというふうに考えたところでございますので、あくまで指定管理者側が積極的に出させていただきますと言っているわけではございません。失礼いたしました。

○川上委員

ちょっとまた戻るけど、引き続き参加してもらいたいと考えたと言われましたね。それはいつ考えたんですか。

4月18日の私の指摘、あなた方の答弁の後、是正を図ると、つじつまが合わないと、課長は、つじつまが合わないと言い、教育長は見直しと言い、教育長は指示もしたんでしょう、見直せと。でも、課長の今の答弁は、引き続き参加してもらおうという決意をしているわけですね。それはいつ決意したんですか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。ちょっと言葉が足りていなかったかもしれませんが、引き続きと申しますか、私どもが特に4月の委員会でも考えておりましたのが、TRCが会議録上ではございますけれども、事務局の職員として、TRC、図書館流通センターが入ってしまっていましたので、これは明らかに間違いであると思いましたので改善してまいりたいと考えたところでございますけれども、どういう立場かどうかはまだ決めてきておりませんが、運営協議会において、指定管理者のTRCが参加いただくことは、いろいろな運営側の立場として、外部委員の皆様からの意見・要望等に応える際には必要ではないかなというところで、私は考えたところでございましたので、事務局としての立場は改善しなくてはいけないと思ったところでございますけれども、どういう形で、事務局ではなくて、どういう形で図書館流通センターの職員、館長ほかに参加いただく、ここかなというところで考えたところでございますし、それが本当に必要かどうかは、また改めて協議をしなくてはいけないとは考えてはおりますが、そこがまだ、申し訳ありません、結論を出しきっていないところでございます。

○川上委員

今までのやりとりの中で、飯塚市が指定管理者、TRCの立場で館長になった人物を、特別扱いしているということが浮き彫りになったと思います。法にもない、それから施行規則にもないのに、それから条例にもないのに、この人物を会議に参加させたくてたまらないと。そのために何か方策はないかということは今考えておりますというのが、見直しの視点になっていますよね。つまり、TRCの館長を法や条例を超えて特別な枠組みでそこにおらせる。そして、積極的な発言を引き続きさせていこうとしている。そういうことでしょうか。特別扱いをしようとしていると、法や条例を超えて。そういうことになりませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:41

再開 10:49

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

申し訳ございません。先ほどから質問委員の言われております、館長の図書館運営協議会での立ち位置、参加の是非についてでございますけれども、確かに質問委員が言われますように、法の趣旨では、館長はあくまでも諮問する立場でございますので、それに答える立場というのは明らかに反しているというか、おかしい状況になっておりますので、今後、運営協議会を開く際には、館長の出席については、参加を見直しまして、意見とか申し上げる立場にはないように、ほかの職員については、また今後検討していきたいと思っておりますけれども、館長につきましては参加をしないところで見直しをしたいというふうに考えております。

○川上委員

そうすると、館長が出席しようと思えば、傍聴者としての出席以外にはあり得ないということになりますか。

○生涯学習課長

実際の意見等を申し上げる立場でないとなりますと、もちろん傍聴としての参加はできると思いますが、それ以外の立場があるのかどうか、申し訳ありません、まだ検証しておりませんので、今の現状で思いつくところでは傍聴しかないのかなというふうには、私は考えておりません。

○川上委員

どうしても何かルールをつくって、館長を出席させたいというような答弁に聞こえますよね。

それで、この指定管理者を館長とする。その館長を運営協議会の事務局員の一人という位置づけにしてしまって、積極的な役割を果たさせると。そうなってくると、この事業者が図書館運営協議会が支配されている、コントロールされているということになるのではないかと心配するわけです。しかも、それを教育委員会が歓迎している。今、謝っているということであれば、過去に遡って誤りがあったということになるわけだけど、それについても習慣の力というか、マンネリの力というか、それが今なお働いているんだろうと思うんですね。

それで、4月18日に、つじつまが合わないの見直します、改善しますという課長と教育長の答弁を私も信頼しておったんだけど、そういうわけにいかないということは、その後の実態、それからTRC、丸善CHIホールディングス、大日本出版との関係などを考慮すると、委員会で答弁したことがそのままの重みをもって実行されるというふうに思われないので、私は次に4点、発言しようと思うんだけど、この点につき、点検する必要があるんじゃないかと、皆さんが。

1つは、このシステムが、いつから始まったのか、どのように運用されたかについて、遡って事実を明らかにする必要があるんじゃないかと。皆さんは先ほどから聞いていても、これをしていないよね。

それから2つ目は、指定管理者が変わっても継続、TRC以外のときからなのか、TRCになってからそうなのかというのもチェックする必要がある。

それから3つ目は、それによって図書館行政がゆがめられていないかと。図書の選定や予算の執行に当たり、また、教育委員会の側と指定管理者の側の関係が適正だったかどうか、人的にも。

そして、その上で4点目として、委員会の場に、どうしてこういうような状況が長年続いてきたのか、その要因について明らかにする必要があるのではないかと。法があり、規則があり、条例がある下で、それを無視して続けてきているわけですから、理由がありますよね。そういう法律があったんですか、規則があったんですか、条例があったんですか、びっくりしたということではないでしょう。なぜ、そういうものを犯してまでこういうことをやり続けたのか、原因を究明する必要があると思う。でなければ、ここで幾ら是正しますと言っても、4か月後、どうかして出席させたいと思いますとか、指定管理者の責任者を館長にすると、指定管理者が選んだ者を館長にするという規則そのものがどうかということもあるじゃないですか。

今、4点申し上げましたけど、これについてきちんと普通に総括して、打開の方向を出していこうというふうになりませんか、教育長。

○教育部長

今、川上委員さんのほうからご指摘、また、ご要望がございました。

まず1点目が、このシステムはいつから、いわゆるこのシステムというのは、具体的に言うと、図書館長が諮問をし、そして図書館長が事務局のほうに入っているという、このシステムということで理解してよろしいですよ。ということで理解しておりますので、このシステムはいつからか。

そして2点目が、指定管理者が代わってもこういったシステムは継続していくのか。また、TRCになってからこういうシステムになったのか。

3点目としましては、そういったことで図書行政がゆがめられていないか。また、教育委員会との関係は適正であったか。

そして4点目が、どうしてこういう状況が続いていたのか。その理由、その要因。

この4点につきましては、今言うそのシステムというのはいつからかと、いつから図書館長のほうになっているのかということについては――。失礼しました。図書館長が諮問する、そして図書館長が答えると。また協議会の中に入って来るというシステム、こういった今もろもろの部分について、今すぐお答えすることはできませんので、調査・確認の上、次回、答弁のほうをさせていただければということで考えております。

○川上委員

先ほど、川上委員さんのほうから要望がありましたというふうに言われましたね。私が今言っていることは要望ですか。

○教育部長

失礼いたしました。要望ではございません。発言のありました内容につきましてはということで言い換えます。

○川上委員

厳しい指摘というふうに受け止めてもらわないと、もう少し続けられないといけなくなる感じだけど、これは要望ですか。

○教育部長

再度、発言の訂正を行わせていただきます。要望ではございません。先ほど、川上委員さんのほうから発言がございました内容でございます。

○川上委員

教育長、4月18日にかなり指摘したつもりなんです。それで今日も、もう1時間ぐらい時間かけて、これは丁寧に見て、終局において4点挙げて、厳しく指摘したつもりなんです。議員が皆さんに要望しますか、こういう問題について。そして、次回に答弁しますと言うわけですね。そういう問題ですか、これは。次回とは10月、11月でしょう。その間には、また月例だから運営協議会もあるわけでしょう。4月18日から法令に基づかないと分かっている、そして、毎月毎月、是正を図らずに事務局の一員として出席させてきたわけでしょう。いつ、どんな答弁をするか分かりませんが、その間、まだずっと出席させてくれということになるわけでしょう。その間は、あなた方との微妙な特別扱いが、あなた方のTRCの館長に対する独特の特別扱いが続くことになるじゃないですか。これは図書館行政をゆがめていることは明らかでしょう、それ自身が。こんなことを何度も言わないといけないのかなと思うわけですよ。表現の自由とか、出版の自由とか、思想・信条の自由とかにも関わっていきかねないことなんですよ。

これは何か月もかからないと、議会で答弁することと是正を図るということはどういう関係かよく分かりませんが、いつまでに是正をしようと思うんですか。そこを聞かせてください。

○生涯学習課長

図書館運営協議会につきましては、定例で年3回ほど開催させていただいております。1回目が先ほど申しましたとおり7月25日でございます。次回の詳しい日程は決まっておりませんが、例年でいいますと11月下旬、それぐらいかというふうには考えております。ですから、当然、2回目の運営協議会におきましては、今ご指摘いただきました点につきましては見直した状態で会を開催できるようにしたいと思っておりますので、そこで今ある問題が長い間続かないように是正してまいりたいと考えております。

○川上委員

私の発言の中で、月例と言ったのは調整会議のことだったので、それは私のほうで訂正しますけど、11月下旬の見直しだと言うんだけど、そのときは見直した状態でやりますと言うでしょう。なんですか、その見直した状態というのは。なぜ、そこで曖昧さを残すのか。あなたの言う見直した状態を、教育長、明確に答弁してくれませんか。11月下旬の次の運営協議会はどういう状態でやろうとするのか、答弁してください。

○教育部長

今、課長のほうが申しましたのは、先ほど来、課長のほうが言っておりますように、館長の出席について見直すと。現在、TRC館長のほうが出席しているという理由というのが、図書館運営協議会の委員さんのほうから、図書館の運営についての実態の部分で、どうしても指定管理先のほうでなくては分からないような運営上の実務的なところを問われたときのために出席しているということで聞いております。ですので、そういった部分については、何も館長が出席する必要はないんじゃないかというのは、先ほど来から課長のほうとも話しているところでございます。ですから今、次回から見直すというのは、具体的に言うと、館長の出席については取りやめて、今申しましたような内容について、図書館運営協議会委員さんのほうから質問があったときに答えられる方を今の指定管理の中から選出していただきたいというふうに考えているところです。

○川上委員

もともと教育に関して公正・中立が求められ、議会を含めて、それは尊重しないとイケない。それで、特定の人物を排除せよとか、特定の者を入れるということは正しくない。

私が今要求していることは、法のとおりにすべきではないかと。法のとおりにしていないのには、特別扱いしているのには、特別な関係が既に生じておるのではないかという指摘の仕方をしています。

ですから、法と条例の、あるいは規則のルールどおりに諮問した者を、規則やルールがないのに事務局に位置づけて、そこで答弁させるとか、説明させるとか、事務局の資格でというのは異常だということを言っているわけです。ですから、これは直ちに克服する、是正すべきだということを言っているわけですね。

教育部長の答弁は、意味がよく分かりませんが。

○教育部長

おっしゃられるとおり、法に基づいた形で次回の図書館運営協議会については開催を行いますという内容でございます。

○川上委員

続けて、子ども図書館の検討委員会について、前回、お尋ねしておりました。10人の検討委員会のメンバーの中に、館長を市が指名する者として配置していますよね。それによって市民公募枠が一つ減るわけですよ。このことについて、先ほどからの問題意識でいえば、TRCと館長の特別扱いということではないかと思うわけです。

子ども図書館の検討委員会で指定管理者がどういう役割を現在果たしておるのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

子ども図書館整備等検討委員会につきましては、現在の指定管理者、図書館流通センターが図書館の現在の運営全般を担っていただいておりますので、その実際の経験を今度の子ども図書館のほうにいろいろな意味で経験を生かしていただきたいと、そういったところから専門的な意見をいただきたいという意味合いの下に整備等検討委員会のほうには委員として参加いただいたところでございます。

実際に、私どももその前提といたしまして、指定管理者としての採用に当たって、指定管理者の仕様書の中にも子ども図書館整備に関する企画運営の助言等支援に関することを求めている

たというところもございますものですから、実際に図書館を運営する立場としてご意見をいただきたいという意味で入れたものでございます。

実際に、この子ども図書館整備等検討委員会は、もう今年度は予定はございませんけれども、過去、令和4年度、5年度に開催した中では、そういった意味合いの下に委員として参加いただいたところでございます。

○川上委員

指定管理者に依頼する業務の中に子ども図書館の問題があるということと、館長を指名するということは必ずしもイコールではないということは言っておきたいと思うんだけど。

その上で、私が先ほど聞いたのは、実際に、この館長の中堀さんが検討委員会の中でどういう役割を果たしたかを聞いているわけです。市長じきじきに任命したわけでしょう。この方がどういう役割を果たしたんだろうかということをお尋ねしたんです。

○生涯学習課長

委員としての立場、役割でございますけれども、先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、実際に言われますように館長として、市立図書館5館の運営のトップとして担っていただいているところでございます。その中で、運営全般、いろいろな図書館の諸事情とか全てを分かった上で重責を担っているところでございますので、今度、子ども図書館は新しい施設にはなりますけれども、その子ども図書館を運営するに当たって、今まで運営してきた中で、見識として持たれた専門的知識とか、そういったものをこの子ども図書館のほうに役立てていただける、そういった専門的立場としてご意見をいただきたいという、そういった役割、立場の下に、この委員として参加いただいたところでございます。

○川上委員

指定管理者にこの仕事をしてもらいたいという仕様書がありますよね。子ども図書館の問題もある。しかし、その中に検討委員会に入ってくださいとかいうことが書いてあるんですか。

○生涯学習課長

あくまでも子ども図書館整備の企画運営の助言に関することということでございますので、検討委員会に参加するということを規定したものではありません。

○川上委員

にもかかわらず、検討委員会のメンバーとして市長が指名したのには、役割発揮を期待してのことなんでしょう。ですから、聞いているのは、どういう役割を發揮したのかということを知っているわけです。

○生涯学習課長

全く新しい施設としての子ども図書館でございますので、私どももやはりいろいろな意味でまだ手つかずで、分からないところも多くございます。そういった意味で、TRC、図書館流通センターの館長としてだけでなく、図書館流通センターの職員さんとして、いろいろな情報をお持ちというところもありますし、例えば、私どもで知り得ない情報とか、そういった知識、そういう数多く図書館の運営に携わっている図書館流通センターの情報とか、そういうのを仕入れるためにはこういった方のご意見を入れることも重要ではないかというふうを考えております。市の職員だけではなかなか分からないところ、そういったところを補佐するためにも、実際に運営いただいている図書館流通センターの職員に入ってくださいことは、十分に意義があったことではないかなというふうには考えております。

○川上委員

具体的に、どういう役割を果たされたんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:13

再開 11:16

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。子ども図書館の整備に当たりまして、私どもが図書館流通センターである館長に求めたところといたしましては、先ほども少し述べましたけれども、いろいろな全国の図書館の状況、子ども図書館に限らず、子どもの図書館でございますので、今ある通常の図書館におきましても、児童のコーナーとか、そういったいろいろな情報を、やはり図書館流通センターとしていろいろな情報を持っている。そういう状況がございますので、そういった有用な情報を私どものほうに教授していただいた上で、子ども図書館を建設するのに最適な方法、最適なやり方としていくために、活用させていただくために、そういった意味で、専門的な知識専門的な立場から、そういった役割を持って、この子ども図書館検討委員会のほうに参加いただくことは重要であったかというふうに考えているところでございます。

○川上委員

この方が検討委員会でどういう役割を發揮したかについて、事実の問題についてお尋ねしているのに対して、こういうことを期待したという答弁であります。検討委員会のメンバーとして、こういう役割を果たしていただいたという事実は、答弁できる事実はありませんか。

○生涯学習課長

全国の図書館の取組としての一例といたしましては、図書館の中におきまして、子ども図書館の中においても、学習コーナーとか学習机、そういった物の利用を実際にどういったところまで利用できるように作ってあったとか、よその図書館ではこういった学習机を配置して有意義に使ってもらったとか、そういった情報をこの委員会でも述べていただいたところもございますので、そういったよその情報も含めて、子ども図書館として取り入れるほうがいいような有益な情報をこの委員会のほうで発言していただいて、もたらしていただいたところでございます。

○川上委員

ほかには。

○生涯学習課長

すみません、ほかには、今見つけたところでは、図書館には開架室もございまして、先日見ていただきました、一般の方が入らない閉架の書庫というものもございまして。こういったものについて、例えば、委員の中からはこういった書庫も必要ではないんじゃないかとかいう意見もございましたけれども、よそのいろいろな情報の中では、やはり、いろいろな情報・資料を提供する上では、図書館を運営するに当たって、そういった書庫も必要であるとか、そういった専門的な立場を申し述べていただいた上で、この子ども図書館にも実際のところ書庫が必要ではないかというところで発言をしたところもございまして。

○川上委員

指定管理者のTRCは、市が示す業務の中で、子ども図書館の問題について、求めに応じて助言をできる立場にあるわけですね。市が独自に子ども図書館検討委員会をつくります。別に飯塚市に助言を求められて答える立場があるにもかかわらず、子ども図書館検討委員会のメンバーにもなります。検討委員会のメンバーにならなくても、助言を飯塚市に対してすることができる立場なんですよ。にもかかわらず、なぜ飯塚市は検討委員会のメンバーとして、この館長に検討委員会の委員ですよという肩書を渡すのか、不思議ですよ。

そして、先ほどから答弁があったことは、飯塚市がきちんとこういうイメージを持っているんだけど、こういう考え方なんだけど、ここのところはどうかという具体的に助言を求めれば、約束だから、報告があり、そのやりとりをこの検討委員会に出せばいいことなんです。そして、関係の皆さんが、こういうやりとりがあったのかと、なるほどと、でもこうしたらどうだろう

かということが、自由闊達にできるはずなんですよ。

ところが、市は指定管理者にまともに助言を求めずに、委員に入ってくださいと言うだけで、そうすると、このTRCの館長は、検討委員会で関係の方がいろいろな意見を言うと、いやそうではありませんとか、こうしたほうがいいですよと、委員長でもないのに検討委員会をコントロールする立場に立ってしまっていないかという心配を持つわけです。

ですから、皆さんが、私が今質問して、どういうアドバイスや助言があったのかと聞いてもまともに答えられない。それは、検討委員会と違うところできちんとやっていないからというものもあるし、検討委員会で、言うに任せるといふか、指定管理者の責任者がそこでしゃべることですから影響力が大きいですよ。普通に考えてみてください。そう考えてみると、場所の選定の問題を含む基本構想から、それから議会には入札のことなどもあってか、基本設計ができていのに、見せはするけど回収しますとかなるじゃないですか。でも、TRCの館長は完全にその情報を把握できるわけでしょう。そういう特殊な地位を指定管理者の責任者に、飯塚における責任者に渡していいのかというようなことを心配するわけです。

こういうシステムになった背景には、先ほど図書館運営協議会の問題で指摘して、特別扱いはありませんかと、何が背景にあるんでしょうという問題提起もしたけど、これも併せて、なぜこの館長を検討委員会に配置し、なぜじゃないですね、配置した事実経過、館長がどういう役割を果たしたかについて検証してもらいたい。それについては、次の機会でよいと思うので、明らかにし、そして質問にはきちんと答えられるようにしてもらいたいと思います。

それから、続けていいですか。ほかの方、誰か質問ありますか。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今日頂いた資料の中で質問させてください。子ども図書館の整備検討委員会の中で、工事着工時期を変更したというふうな質問等が出ていますが、これは4月に私どもが頂いた資料のスケジュールに変更になったということなんですか。

○生涯学習課長

さきの委員会で、予定のスケジュールを配付させていただきましたけども、そのとおり子ども図書館の建設自体が当初の予定よりは延びましたので、同じスケジュール感でお示したところでございます。

○兼本委員

ごめんなさい。そうなのか、どうなのかで答えてもらったほうがいいかなと思うんですけど。だから、私どもに提出された資料のスケジュールどおりなんですかということなんです。

○生涯学習課長

失礼いたしました。そのとおりでございます。

○兼本委員

ということは、今年9月が予算要求、今年9月から行いますということですよ。ということは、もうある程度、子ども図書館については設備とか仕様とか、もうレイアウトが全部出来上がっているということよろしいんですか。

○生涯学習課長

子ども図書館の整備につきましては、子ども図書館検討委員会の中と、先日、委員の皆様にも視察の中でお見せしましたように、基本設計等は出来上がっておりますので、その準備は整っているところではございます。

○兼本委員

では、今回、資料の提出いただいた子ども図書館整備等検討委員会というのは最後なんですよ。これが最後なんですか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。最後でございます。

○兼本委員

ここでも、内容的に様々な要望というか、こうしたほうがいいんじゃないかというような内容が書いてありますね。なおかつ、執行部のほうからの変更等があったときに、何で報告もなしに勝手に変えるのかというようなことも書いてありますでしょう。その中で、これが3月ですよね、基本設計というのは、どの時点で決まったんですか。こういう意見とか全部入った中で決まったんですか。

○生涯学習課長

基本設計自体は、3月のこの検討委員会のときに、既に設計図、平面図でございますけども、この委員会にお示したところでございますので、委員の皆様にはご説明したとおり、大きなレイアウトの変更はできませんけれども、ちょっとした備品の関係とか、そういった意味では、今後の建設に際しては、皆様の意見を取り入れることはできますので、あくまでもその設計図自体はこのレイアウトでいきたいということで、皆様にお示した上で、その上でこういったことができるんじゃないかというのをまた改めてご意見をいただいたところでございます。

○兼本委員

これは子ども図書館でしょう。だから、今回も指摘してありますけど、ベビーカーの問題とかいろいろ出ているじゃないですか。例えば、高齢者の施設であればどうしますか。手すりをつけたりとか、いろいろされるじゃないですか。ここは子ども図書館としての施設でしょう。当然、そういった物が入っているということで、予算要求されるということではないんですか。

○生涯学習課長

実際に、この委員会の中でも、ベビーカーの話題等も出ているところでございます。この委員会では、ベビーカーの話題は双子用の大きなベビーカーではございましたけども、確かに双子用とかの大きな特別な物についてはエレベーターも対応はしていないという形でご回答させていただいたところでございますけども、そういったいろいろな、このベビーカーに限らず、いろいろな施設、子ども用のトイレや授乳室、おむつ台から新たな施設を設けるところで、平面図の中には、きちんとその辺は子ども図書館として最低限絶対必要な設備等は含めて設計はしたところでございますので、そこはうまく取り入れているのではないかなというふうには考えております。

○兼本委員

これは最低限なんですか。子育て支援のあれじゃなかったんですか、子ども図書館というのは。ただ、子ども図書館という名目のための最低限の設備しか入れていないと。今、そのように聞こえたんですけど、そういうことなんですか。

ちょっと私が言いたかったのは、前回も言いましたよね、こども未来部と連携した上で、現状はどうなのか、今後の世の中のことを考えた上で造っていくのが。じゃないと、予算をここにいっぱい使って、誰も来なかったら意味がないでしょうという話をしましたでしょう。どのようにその辺を考えて基本設計されたのかということを知りたいわけなんです。

検討委員会の中でも、急に検討委員会が始まったら話がかわっているんじゃないかというような意見が出ていますよね。議事録の中に書いてありますでしょう。こんな中で、この方たちは何のために検討委員会で話し合っていたんですか。形だけですか。子どもについて詳しい方々が入っていらっしゃるわけでしょう。そういう意見というのは、どこまで入れられて、考えられたのか。子どもに特化した子ども図書館というのをコンセプトとして考えているんだということで事務局も言っているわけでしょう、この中で。どこまで入っているのかというのが、全然見えないし、その予算要求を上げると言っているけども、現状の中で、何も決まっていないような気がする中で、この枠の中でやりましょうというのはいかがなものかと思っておりますが、

はっきり子ども図書館としてすばらしいものができるという内容の中で、今ずっと話を聞いて、決まっていなないんじゃないかなと思うんですよね。もう一度、話合いとかして、前回、視察に行きましたよね。今ここに言われていることであつたりとか、本当にできるのかどうかということ自体が、あの施設を見て、すごく不安になったところがありました。

そういったところで、本当にできるのかどうかということを考えてときに、もう少し時間を置いてやっていくという手段もあるんじゃないかと思うんですけれども、実際、今の計画どおりやっていくという中で、片一方で基本計画は決まっています。片一方では、こういう私たちの委員会もそうでしょう、この委員会は最初に所管事務調査をするといったときに、この委員会の意見はどうなるのかと言ったら、この図書館計画の参考にさせていただきます。もしくは考え、意見を入れられるところは入れていきますというような答弁でしたでしょう、最初は。まだ、ここは終わっていないんですよ。まだ、問題は出ているんですよ。その中で、もうどんどんどんどん進めて行って、本当にいいものができるんですか。予算も大きな予算がかかるんじゃないんですか。よりよい物に使うというのはわかりますけれども、そうじゃない物に使う必要は、僕はないと思うんですけれども、その辺りどうなんですか。

検討委員会とかと実際にちゃんと話がまとまってやっているのか。スケジュールありきでやっているのかということ。そういったところの現状はどのようになっているのか、お伺いしたいと思うんですが。

○生涯学習課長

3月の委員会の中でも、委員の皆様から前の話と違うというような意見も確かに出て来たところがございます。そのことだけをここで申し上げてもあれですけども、実際に、それ以前の委員会でいろいろな話をする中で、発言された委員の方にもそういった事情を説明した上でしていたところなんですけど、この発言された委員の方については、たまたま自分の思っていたところと違うという形で発言をされたところもございます。

実際に、スケジュールありきというところではございませんで、子ども図書館を造って、予算要求するとすれば、さきの委員会でもお示ししましたとおり、例えば、来年度の予算要求をするのであれば、このようなスケジュールが必要ということで、さきの委員会でも資料を出させていただいたところではございますけれども、もちろん、現在、この子ども図書館は本格実施の時期が正確に決まっているところではございませんので、そこら辺ももう一度よく検討しながら、いろいろなところで、もちろんこの委員会でもそうですし、検討委員会につきましては昨年で最後になったところではございますけれども、今後、考えているところでは、実際の保護者や支援センター等を利用されている方も含めて、保護者、実際に利用されると思われる皆様のご意見をいただくワークショップなりを開催した上で、よりよいものにしたいというふうに考えておりますので、その方向性を持って、決して急いであるというわけではございませんで、そういったところを着実に進めた上で、建設を進めてまいりたいというふうには考えております。

○兼本委員

ぜひ、それは必要だと思いますよ。

例えば、もう一つの資料で、子ども図書館に関する要望等の協議状況、この要望等は誰が出した要望なんですか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。これは、要望という書き方はちょっとまずかったかもしれませんが、本委員会を含めて、委員の皆様からいただいたご意見を、全部ではございませんけれども、抽出したものでございます。

○兼本委員

要望とか言っていないよ、私たちは。指摘しただけですよ。要望じゃないんですよ。こう

という問題があるじゃないか、じゃあ、どうやって解決するんだということを言った。要望とか、びっくりしましたよ。

その中で、駐車場の問題で、例えば、小さなお子さんがいらっしゃる親御さんが小学生の子を子ども図書館に連れて行きますよといったときに、小学校のお子さんをまず図書館に送ってくださいね。その後、子育て支援センター行ってくださいねというお話でしたよね。というような返答しかいただいております。その後の検討の結果というのをいただいております、私どもは。

それから、あそこの施設外の駐車場を御覧になられたと思うけども、駐車場は全部、子育て支援センターのある施設と今度新たに考えてある子ども図書館の所を全部通るようになってるんですよ、車の矢印が全部。そこに職員による安全管理を行うのは難しいという意見でしょう。その理由は、保護者の管理の下で施設を利用していただくことを想定しているからと、よく意味が分からない日本語と思うんですけどね。別段、利用していただくことを想定してあっても、職員の安全管理を行うのは難しいことはないと思うんですけどね。ちょっと日本語がおかしいかなと思うんですけども。

一方で、先ほどの委員会の中では、新聞とか雑誌を交流センターに置きますよといったときに、事務局は何と言ったかと、少し距離があるんだけども交流センターと連携してと言われているんですよ。事務局というのは、市の職員さんでしょう。市の職員さんは少し距離があるんだと分かっているわけですよ。子どもが子ども図書館からお母さんたちがいる所に、例えば、必ず親御さんにルールをつくっていたとしても、子どもはやっぱりルール守らないというか、分からないじゃないですか、勝手に外に出て行ったりするわけでしょう。そこをこれだけあなた方は距離があると言っているんですよ。この距離のある中で、どうやって安全管理をしていくのかといったことも、私たちは聞いていません。そういうのは、どのように検討しているのか、何も今までと変わりなしなのか、そういったところをちょっとお伺いしたいんですけど、子どもの安全性についてどのようにお考えなんですか。

○生涯学習課長

以前から委員の皆様から安全性のご質問はいただいたところでございます。特に子ども図書館となる予定の穂波図書館と穂波交流センター、それと子育て支援センター、確かに同じ敷地内とはいえ、距離が駐車場を挟んで歩いて行く必要がございます。安全性につきましては、ここに書かせていただいている分につきましては、やはり図書館のスタッフにつきましては、どうしても館内の見守りといいますか、そこがどうしてもメインになってまいりますので、駐車場の分につきましては、例えば、専門的な職員なり人を配置するのは難しいというところで書かせていただいたところでございます。

それで、先ほどから言われておりますように、小学生のお子さんとそれ以外の未就学のお子さんがいた場合でございますけれども、私どもが想定いたしますところでは、先ほど質問委員が言われましたとおり、できましたら、もちろん別々というところではなくて、例えば、親御さんと、保護者の方と小学生のお子さん、未就学のお子さんと、例えば、子ども図書館のほうで一緒に過ごしていただく。それは当然、可能なことかと考えております。1、2階のスペースが両方ございますけれども、子ども図書館のほうでしたら、皆さんと一緒に同じ施設内で過ごすことができるかと考えております。それでもどうしても支援センターのほうに親御さんが用がある場合もあるかと思っております。その場合につきましては、当然、小学生の小さなお子さんを1人で子ども図書館に残してというのは、なかなか親御さんとしても心配なことかと思っておりますので、そこはなかなか難しいかとは思っております。その際は、その辺が支援センターとか交流センターとの協議にはなってまいりますけれども、どうしても支援センターのほうに行く要件がある際には、支援センターと一緒に小学生のお子さんも連れて行っていただく。支援センターの中には、もちろん入れないという状況がございますけれども、同じ子育て支援センターが入

っております交流センターにつきましては、支援センターの中には入れなくても、1階には若干キッズスペースとかちょっとした窓際にカウンター等もございますので、そこで小学生のお子さんが、例えば、子ども図書館で借りた本をそこで読むとかして過ごすというようなことも十分可能ではないかというふうに考えております。100%の対応というのはなかなか難しいかもしれませんが、そういったところの意味において、保護者様、親御さんに、小学生のお子さんも未就学のお子様も一緒に監護の下で利用していただければ、よりよい施設になるのではないかというふうに考えたところでございます。

○兼本委員

部長、いいんですか、今の答弁。部長も同じ考えですか。

○教育部長

今、課長が申しました未就学のお子さんと6歳以上のお子さんを2人一緒に連れて来た場合、こういう場合のケースについては以前からご心配、また、ご指摘を受けてきたところでございます。そういった場合、子育て支援センターに用事があって来る。その場合は6歳からは入れないという部分については、その後、担当課のほうとはいろいろ話をしてきたところではございます。特に、1人で子ども図書館に残されて、子育て支援センターに相談に行く、そういった場合に、動線的に1人で来れるのかとか、いろいろ難しい部分があるのではないかと。1人で駐車場を横断させるのはとても危険だと。当然、動線あたりについてもしっかり検討していかなくてはいけない。ただ動線を示しても、やはり6歳、7歳の子どもが1人でそこに行くのは、難しいのではなかろうかと。これはどうしても保護者の方に手を引っ張って行ってもらうてはいけないのではなかろうかということで、いろいろそこについては、保護者また利用者の方の安全についてしっかり考えていかなくてはいけないというふうに内部では話をしているところではございます。

○兼本委員

ということは、ここの施設は適していないということを今言われているんでしょう。安全性とかを解決できなくても、そのまま市長はやっていくんですか。庄内とかも隣に支援センターがありますでしょう。全然すぐに図書館に行けるような形になっていたりとかしているわけでしょう。

課長は図書館を造らなくてはいけないというのがあるんでしょうから、それで答弁されていると思うんですけども、私たちは子ども図書館を何で造るのかというのは、子育て支援の一環として、施策として造るんだよということで考えているわけですよ。そうすると、やっぱり建物を造ったから、飯塚市は子育て支援をやっているんですじゃないんですよ。そういうことだったら、やる必要がないんじゃないのというふうに、形だけ造ったってしょうがないでしょう。本当に飯塚市に子育て世代の人が住んでいただいて、満足していただけるような市民サービスをしていかなくてはいけないと思っています、私は。多分思われているんじゃないかと思えます。

そうすると、やっぱりもうちょっとそこを考えないといけないところではないかと思うんですよ。そういう部分に関してもそうだし、さっきの、例えば、ベビーカーも大きいのは時たましか来ないかもしれないけれども、でも、それを利用するというのは何で利用するかというのを考えてくださいよ。何でここに来るのかとか、何で利用するのかとか、そういう人たちに利用してもらうための施設じゃないんですか。それが子育て支援じゃないんですか。ただ造ればいいという問題じゃないんだから、もっといろいろと、もうちょっと細かいところを考えていかないといけないと思うんですよ。

だから、もう少しいろいろな意見を聞いて、ここで本当にいいのかどうかから考えたほうが、私はいいんのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○生涯学習課長

今、質問委員の言われますとおり、子ども図書館のいろいろな実際の敷地内の安全面も含めまして、それ以外の実際の子供図書館を造るに当たっての仕様とか細かいところ、その辺は、十分、もちろん本委員会もそうですし、先ほど申しましたように、実際に利用される予定の世代の皆様の意見等を踏まえて、もちろん今のままで、全て100%できるとは私どもも考えておりませんので、その辺はじっくり協議するような場も設けた上で、この事業につきましても進めさせていただきたいというふうに考えております。

○兼本委員

そう言われるんだったら、ちょっと一旦まとめてくださいよ、今までの要望とか。そういうのをまとめて、これが現状どのように計画していくのかとか、そういうのを出してくださいよ、次回でもいいですから。その中でもっと話し合っていないと、子供図書館の整備等の検討委員会の皆さんの意見もそうでしょう、この委員会というのはやっぱり基本設計についての意見とかも伺っているわけでしょう。入っていますか、それが内容的に。入っていないところもあるでしょう。何で入っていないのかとか、やっぱりそういうのをここでも説明してもらわないと、こういう意見があって、こういうふうに造ろうと思ったんだけど、ここはこうなんだとかいう話の中で、進めていく上での部分じゃないかなと思うんですけどね。その辺りをもうちょっと情報を出していただいて、委員会のほうに資料提供等をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかにありませんか。

○永末委員

すみません、少しだけ質問させてください。以前から図書館のスペースの有効利用ということで、資料等も提出いただきながら、質問のほうをさせていただきました。具体的に、庄内図書館の2階部分の利活用というのがしっかりなされていないんじゃないかというふうなことを問題提起させていただいて、要望等もさせてもらったんですが、前回の委員会のほうでも、現地視察のほうにも含めていただいて、皆さんで実際の現地を見ていただいたような形になりましたけども、その後、庄内図書館でも学習スペースといいますか、そういった利用ができませんかというふうな要望をしていましたけど、その辺りはどういった現状になっていますでしょうか。

○生涯学習課長

以前からご意見等がございました庄内図書館の2階部分につきましては、急遽になりましたけれども、エントランス部分の改修等の必要がございましたので、学習室ではございませんけども、座席等を設置いたしまして学習スペースとしての利用をやっと始めたところでございます。

○永末委員

要はその2階の部分の共用スペースの部分にそういった学習ができるような施設を設置していただいたということかと思うんですけど、それは前々から私も要望として出していましたけど、なかなかそれが進まない理由として、施設の管理面での難しさというふうなことがありましたけど、その部分は解消されて、今回の実施というふうな感じになっているのでしょうか。

○生涯学習課長

以前、2階部分になりますのでどうしても職員の目がなかなか行き届かないという、こちらのほうからも発言をさせていただいたところもございます。その点につきましては、図書館のスタッフにおいて、2階に書庫もございまして、そういった書庫の本を取りに行ったりするケースもございまして、定期的な巡回をすることで、2階部分の監視ではございませんけど、そういったところにも目が届くような措置を始めたところでございます。

○永末委員

安全に対する懸念があつて、そういうのがありながらも有効活用というふうに進んでいただいたことは非常にありがたいなというふうには思っておりますけども、一旦、そういった懸念を持たれている施設でもあるので、そこに関してはしっかり今後も注意して運用のほうをしていただきたいと思います。

詳細に教えていただきたいんですけど、実際に学習スペースというのは、何席設けられていて、どのような利用ができるような状況なのか。それは一時的な措置なのか。今後もそこでしっかりと学習スペースを設けて、継続的に行っていくような状況になっているのか、その点をお願いします。

○生涯学習課長

このたび設置いたしました2階共用部分での学習スペースでございますけれども、座席数といたしましては12席ほどを確保したところでございます。実際の運用日につきましては、現在、夏休み期間中でございますので、夏休み期間中は図書館休館日以外は開放する予定にしております。今後、夏休み明けにつきましては、平日の利用実態が、まだ現状としてちょっと分からない不明な点もございますので、9月以降につきましては平日は見送りまして、土日での開放を考えているところでございます。ただ、今後そういった皆様の要望とか、利用の実態が増えてくるようなことになれば、その辺はまた改めて考え直していきたいというところでございます。

この学習スペースの開放は始めたばかりではございますけれども、今後、しばらくの間は続けていきたいとは考えておりますけれども、実は、先ほどからあります来年度以降、私どもの事務室がありますコミュニティセンターの改修等がございますので、そこにあります事務室等の移転とか、そういったこともございますものですから、来年度以降はそういった代替施設になる可能性も私どもは考えておりますので、そうなった際には、この学習室のスペースとしては利用ができなくなるところではございますけれども、今年、このスペースを開放してどのような実態があるかどうかは、今後の利用実態を、何年か先も含めて、利用するべきところであるかどうかも含めて、その利用実態を把握するためにも今年度中は続けてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○永末委員

有効利活用というか、市民の方からも求められていたことでもあるので、私のほうでもしっかりやっていただきたいということで、進めさせていただいた部分はあるんですけど、その施設が実際にできたことが分からないことには利用というのは進みませんし、その周知に時間がかかりますし、できたはいいけども、周知が進まないことには、利用も伸びていきませんので、その状況イコール、ニーズ・需要がないんだというふうに判断づけられるのも、現状とそごう部分も出てくるんじゃないかなと思いますので、そこに関してはしっかりやっていただきたいと思うのと同時に、この前もマスコミ報道も新聞報道もあつていましたけど、筑豊地区の学力の問題は、やはり県内でもほかの地域に比べてどうしても数値的に低いというふうな数字が出ていました。

そういった部分を見ても、率先して学習できるスペースというのは、本市の教育力のアップという意味でも、しっかりそこは要るんじゃないかと思いますし、やっぱり自宅ではなかなかできないとか、集中してできる場所が欲しいとかというのはあると思いますので、その部分は飯塚市の教育行政の考え方でもあると思うんですね。なので、そこに関しては、そういった趣旨で、しっかりと教育委員会としても周知・広報をしていただきたいですし、しっかりそういったことが利用できる児童生徒の方が増えていくように、児童生徒のみならず、学習室ですので、一般の方も資格試験やスキルアップとかにも利用される方、もしかしたら仕事のちょっとした合間に利用したいというふうな方もいらっしゃるかもしれないので、そういった広い視点でぜひとも検討していただきたいと思いますが、ぜひ教育長のほうから、今回の学

習スペースの設置及び今後の進め方についてお考えのほうを伺いたいと思います。

○桑原教育長

庄内図書館のほうには、私どもも視察というか、見に行きまして、実際に見に行くと2階の様子等も確認しております。そこで見たのが、1階で子どもが学習している、自学している姿を2名ほど見ました、窓際のスペースで。あのような所があったら、子どもたちはやっぱりそこに寄って、先ほどおっしゃったように、自宅ではなかなかできなくても、友達がいて、そういった施設があればできるということもありますので、その辺りを有効活用できるように引き続き進めていきたいと考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:02

再開 13:00

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

先ほど整備等検討委員会等々の意見が反映されているのかどうかということで、どのようになっているかということ、もし可能であれば、資料要求させていただきたいと思います。そこで、委員長におかれまして、お取り計らいのほどお願いしたいと思います。

○委員長

ただいま、兼本委員から要求がっております資料は提出できますか。

○生涯学習課長

資料につきましては、取りまとめの上、次回の委員会に提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま兼本委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に次回の委員会にて資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

また、今回いただいた資料についてなんですが、嘉飯圏域定住自立圏連携事業の中で、この図書館について、3ページに資料がありますが、この中で圏域住民が圏域内の図書館を自由に利用できるようになり、圏域住民の利便性が向上しますということですよね。その理由としては、利用者を増加させ、図書館の情報発信機能や生涯学習支援機能を有効活用し、地域を活性化しますということです。まず一つが、利用者を増加させるということは、増加させることと、今回のコミュニティセンターの大規模改修の中に、資料1-2のほうに工事内容があるんですけども、図書館についてというのが、レイアウトであるとか、その設備に関してとか、そういったことが何もないような感じがしています。利用者を増加させるというのであるならば、やはりそういったものも工夫したところで改修しなくてはいけないんじゃないかと、私は考えておりますが、どのようにお考えなのか、お伺いさせてください。

○生涯学習課長

実際に図書館の相互利用につきましても、地域の活性化のために資するという形になっておりますし、このたびのコミュニティセンターの改修事業におきましても、メインはどうしても設備等の老朽化に伴う改修事業となっておりますけども、一部、前からご要望のありました、図書館をただ本を貸し借りするところだけではなく、図書館で過ごせるようにする施設として改修できないかというご意見もございましたので、そういったものに向けて、図書館内におい

て、今、関係部署等の協議の途中ではございますけれども、そういった図書資料を貸し借りして、それをもってまた閲覧とか、学習できるスペース、それを新たに何か確保できないかというところで、今、協議を行っているところでございます。

既存の学習室はございますけれども、それとは別に、そういった形で、利用者が長くそこに踏みとどまって利用できるようなスペースを確保したいというふうには、今ちょっと検討しているところでございます。

○兼本委員

今、検討されているということでしたが、コミュニティセンターの大規模改修のスケジュールでいくと、もう6月には発注準備・入札というふうになっていますでしょう。まず一点、間に合うのか。それと、具体的にどのようなものをお考えなのかというのをお聞かせいただければと思います。

○生涯学習課長

実際に今、工事の発注準備を所管の建築課のほうで、積算等を含めて、入札・発注に向けての準備を行っているところでございますので、まだ入札等は今は行っておりませんので、そういった内容につきましては、協議の上、今後、生かすことができるかと考えております。

図書館の改修内容といたしましては、今のところ決定しているところではございませんけれども、図書館の内に皆さんが一定期間過ごせるような形で、学習スペースといえますか、そういったのを設けることができないか、今、既存の図書館の1階のスペースにはソファ等がございますけれども、本を読んだり、ちょっと広げて調べ物をしたりとか、ちょっとしたそういったスペースが今は造られておりませんので、そういった物がこの改修事業の中で組み込めないかというところを協議・検討しているところでございます。

○兼本委員

というと、先ほど教育長もおっしゃられていましたけれども、庄内図書館等でカウンターがあって、その辺で学生が自習していたりというようなお話もありました。飯塚中央図書館は、この間、見させていただきましても、ソファとかそういった物というのもあまり数的に少ないじゃないですか。なかなかそこでやっぱり過ごすというような形になると、大幅にやはり各設備というか、そういった物が非常に必要ではないかと思うんですけども、その辺りはほかの今の新しい図書館なんかもやっぱりカウンターがあったりとか、休息スペースと言うか、何かいろいろな所で本を読んだりとか、資料を見たりとかいうようなスペースがたくさんあると思います。なおかつ、やはりそこを利用されている方は非常に多いと思うんですけども、そのような方向でお考えということによろしいのでしょうか。

○生涯学習課長

質問委員の言われますとおり、そのようなコミュニティセンター、図書館も含めて、快適に過ごせるような場所を確保したいと思って、今、検討しているところでございます。そのとおりでございます。

○兼本委員

というと、検討期間というのはいつ頃までになるんですか。そのスケジュールでいくと、もう6月ぐらいからあれでしょう。だけど、まだ今は決まっていないという話、具体的にはっきりと決まっていないところなんですけども、実際問題はいつ頃にそういった計画というののはっきりするのでしょうか。

○生涯学習課長

実際に、コミュニティセンターの大規模改修におきましては、各種工事を行う予定にしておりますけれども、発注準備につきましては、今、準備をまだ進めていただいている状況でございますので、今年度の細かいスケジュールは決まっておりますけれども、今年中には発注準備をした上で、入札という形になるのではないかと考えておりますので、あまり長期間、何か月

もあるわけではございませんけれども、今から少しずつ、その内容につきましては検討した上で、今年中の発注・入札のほうに結びつけていきたいというふうには考えております。

○兼本委員

そうすると、スケジュール的にもちょっと延びるという形になるんですか。

○生涯学習課長

今、あくまでも予定ではございますけれども、そういった図書館内の建築、そういった工事につきましては、予定が延びるわけではございませんで、発注準備につきましても、本年中に発注準備をした上で、今年度中には入札という形で、十分に工事期間は確保できるというふうな予定になっておりますので、期間的には秋口ぐらいからでも十分に間に合うというところでは伺っております。

○兼本委員

そうすると、やはり図書館で過ごせるということがコンセプトになるわけですよね。それで、なってきたときに、やはり今回の委員会でも付託事件としてやっているわけですから、ぜひ、この件に関しましても、ある程度こういう方向性で行くんだというのが決まりましたら、資料のほう等を提出していただきたいと思いますが、可能でしょうか。

スケジュールというよりも、レイアウトであったりとか、今以上に過ごしやすいようにするためにこういう物を設置しますとか、そういったことを考えられるわけでしょう、これから。それを予算に入れて、予算を要求されるということでもいいんでしょうか。どうなんですか、その辺は。

○生涯学習課長

実際に、コミュニティセンターの改修事業につきましては、今年度に予算化させていただいているところがございますので、その範囲におきまして、今、細かい詳細の設計を行っていて、事業設計というか、入札に向けて設計を行っていただいている状況でございますので、その中で、実際にそういったカウンターとか、そういった物ができないかというところを検討しているところがございますので、そこら辺のところを、スケジュール等含めて、質問委員が言われますように、スケジュールも含めて内容をどういったものにするか、そういったものをお示しできるようには対応したいというふうには考えております。

○兼本委員

だから、コンセプトは図書館で過ごせるということでしょう。それに基づいて予算も上げて、決まっているってことでしょう。だから、そこはちゃんとやってもらわないと、これは無理でしたとか、これもできませんでしたとなると、何のための図書館なのか。飯塚市は広域の中でも利用者を増やすんだということを言われているわけですよね。ちゃんとそのコンセプトに基づいてやってもらわないと困るんですけど、そこはちゃんと話はされてあるんでしょうか。

○教育部長

コンセプトとしては確におっしゃるとおり、今、協議を行っている内容というのは、図書館で過ごしやすいように。ただ、今回のこの改修につきましては、ベースとなっている部分は老朽化の改修工事がベースになっておりますので、その老朽化の改修工事をベースにした中で、どれぐらい図書館のほうで快適に過ごしやすい空間になるかというふうな協議を行っております。ですので、基本的にはベースがある中でございますので、できる限りの努力のほうはしたいとは考えているところです。

○兼本委員

ということは、今の部長の答弁でいくと、基本的には空調であったりとか、そういった古くなった部分の改修工事がメインですと。あと、1階、2階の部分の問題があった所ということですよね。そうすると、あくまでも図書館の利用者が利用するための設備とかに関しては今のところほぼ動かないということでもいいんですか。というようなふうに関心は聞かれましたけれども、

そんなに予算がないんだよというように聞こえたんですけども。だから、今後、そこに関しては、ここで終わりではなくて、今後、まだ飯塚市のコンセプトに向かって様々な対応をしていくというような考えでいいんですか。

○生涯学習課長

先ほど部長が申しあげましたとおり、このコミュニティセンター大規模改修工事におきましては、重ねてになりますけど、老朽化の対応の工事をメインで行うところでございます。その中で、今、質問委員のほうからご意見もありますとおり、図書館を快適に過ごせる空間にできるような仕組みも含めて工事の中には組み込んでいきたいと思っておりますけども、それはまだ、現状、検討している状況でもございますので、その中で、今年もできるのか、今後、また違う機会でもできるのかは、ちょっと今はっきりしたところではございませんけども、そういった希望を持っていきながら、このコミュニティセンターの大規模改修事業を進めてまいりたいと考えております。

○兼本委員

というと、今後、変更していきますということで、よろしいですかね。今後も図書館で過ごせるようにするための計画というのは、取りあえず、今回は最低限できるところまでの形だけ造りますよ。これから年々増やしていったって、何年後かにはこのような形で市民の皆様が図書館で過ごすことができるという形のものにしていきますよということを、今、言われたんですか。

○教育部長

今回の改修がまず終わって、先ほど来言っております、今回の改修の中でどれぐらい快適な空間になるのか、できるのか。一旦、それを踏まえた上で、今後の図書館については、また再度、教育委員会内部でどういった方向に持っていくべきなのか、今度は老朽化ではなく改修が必要なのかどうかということについても検討していく必要はあるというふうに考えています。

○兼本委員

分かりました。

今まで入場者数とかいろいろ出されているじゃないですか。早めにもう分かっていることじゃないのかなど。どうしたらいいのかということは考えられているんじゃないのかというふうに、私は思っていたんですけど、まだそこまではっていないということですよ。そういうことですか。

○教育部長

現時点においてはそのとおりでございます。

○兼本委員

ぜひ、その部分に関しても、本当はそこまで考えたところで、今回、一括でやったほうが、私は費用的には安く済むんじゃないかと思ったんです。なので、その辺まで含めたところで、1回ここで改修工事を行って、またこういうふうにやりますよということで、改修工事を行うというよりも、全ての計画が建築課のほうと教育委員会とやっぱりつながって、せっかくするんであれば、1回でしたほうが税金も安く済むんじゃないかというふうに思っただけの質問なんですけども、ちょっと残念ながらそうではないみたいなんですけど、図書館をそういう形で進めていくということであるならば、ぜひ、いい物にしていきたいと思っておりますので、その辺りの予算とかも今後は取れるように頑張っていたいただければと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

午前中に続いて、質問させていただきます。図書資料の選定についてなんですけれども、公正・中立の選定の保障はどこにあるとお考えでしょうか。

○生涯学習課長

図書資料の選定につきましては、当市では資料の選定委員会も設けて、審議内容については定期的に審議を図っているところでございます。目的といたしましては、資料の選定収集に当たり、公平性を確保し及び偏重を防止し、もって資料収集の適正を図るためという目的の下に資料選定委員会を設けておりますので、そういったところでもって、公平性などは確保・担保されているものと考えております。

○川上委員

今、おっしゃったのは、書籍の内容上のことについてのバランス的な意味合いで、公正・中立、公平性とバランス上のことをおっしゃっていますか。

○生涯学習課長

資料内容は、図書館はいろいろな多様な資料がございますので、そういった意味での公平性とか、変調や偏りがないように資料の購入に努めるという意味でございます。

○川上委員

購入先については、偏りだとかを抑制するようなシステムがあるんですか。

○生涯学習課長

図書館は毎週、購入をしておるところでございますけども、そちらにつきましては図書館流通センターが発行する書籍に基づきまして選書・発注をしているところでございます。

○川上委員

購入先についての偏りを特に考慮していないというふうに聞きました。

そこで、本市市立図書館の指定管理者であるTRC、図書館流通センターなんですけれども、その責任者の方、谷一文子さんに教育委員会関係、元教育委員会関係の方で直接お会いになった方はありますか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。定かに確かめたわけではございませんけれども、お会いしたことはないのではないかと思います。

○川上委員

分からないという答弁ですね。

○生涯学習課長

申し訳ありません。そのとおりでございます。

○川上委員

武井市長は教育長時代に谷一文子さんにお会いになったことはないですか。

○武井市長

お会いした記憶はございません。

○川上委員

記憶がないというのと、事実がないというのは随分違うわけだけでも、会っていないかと聞いたわけですよ。

○武井市長

会ったことはございません。

○川上委員

先ほど午前中に少し先回りをした発言をしましたが、実は、図書館流通センター、TRCは丸善CHIホールディングスの完全子会社なんです。このTRCの責任者の谷一文子さんは丸善CHIホールディングスの取締役の一員です。見れば分かるんですけれども、今年1月の段階で、代表取締役を含む、会長・社長を含むメンバーは9人になっているんです。社外が4人、社内が5人ということになっているんですけれども、その持ち株の状況を見ると、会長はゼロ株、社長は1千株、別の取締役が7千株、あとはゼロ株、それから3千株というふうに並ぶだけけれども、先ほども紹介しましたが、谷一文子さんは30万株持っているわ

けですね、親会社のほうで。そのことは確認したことがありますか。

○生涯学習課長

確認したことはございません。

○委員長

質問委員に申し上げます。個別業者に関する発言につきましては、企業活動への影響等にも十分配慮した上で、質問していただきますようお願いいたします。

○川上委員

述べて、承知しているかを確認する質問です。

それで、この丸善C H I ホールディングスは今年3月14日に中期経営計画というのを策定しています。来年から5か年の計画なんですけれども、これについては承知されていませんか。

○生涯学習課長

申し訳ございませんが、承知しておりません。

○川上委員

この中で経営改善を新しい展開を含めてやりましようというのが読めるんですけども、そうした中で、書籍の展開というのは一つの柱なんですね。そういった点でいうと、これまでの本市の図書選定のシステムが丸善C H I ホールディングスとの関係で、引き続き、公平性が担保されるかどうか心配するわけですよ。そういう状況の中でもこの公平性が担保されるか。その辺について考えたことがありますか。

○生涯学習課長

質問委員が言われますところの会社の情報につきましては、申し訳ありませんが、情報を承知しておりませんものですから、内容につきましては検討したことが今のところございません。

○川上委員

コミセンの大規模改修について、指定管理者、TRCの意見を聴取したと思いますけれども、その主なものを聞かせてください。

○生涯学習課長

このたびのコミセン大規模改修におきましては、当然、図書館の改修等も含めまして、設計等を行っているところでございます。その中で、部分的に、例えば、現在の運営していただいている館内の状況、カウンターを設置状況でありますとか、書架の配置でありますとか、そういったところにつきましては図書館流通センターのほうからご意見をいただいたところではございます。

○川上委員

カウンターと書架について、2つだけ、今、言われましたけど、それぞれについてどういう意見が、あるいは提案があったか、お尋ねします。

○生涯学習課長

まず、カウンターにつきましては、今、設置しておりますカウンターの利用者とスタッフの利用のしやすさとか、使い勝手という言い方はあれかもしれませんが、そういった面で、場所的なものとかそういったもの、位置を変更するべきじゃないとか、そういった意見をいただいたところでございます。書庫の配置につきましても、現在はかなり多くの開架室におきましては書架を配置しているところでございますけれども、そういったのが適正な配置、見えやすい配置になっているか、利用しやすい配置になっているか、そういったところを利用者目線も含めたところでご意見をいただいたところでございます。

○川上委員

図書館スペースのエントランスから入って、右の奥に和室がありましたね。座って本が読める空間ですけども、それを廃止するというのは、このTRC、指定管理者の提案ですか。

○生涯学習課長

質問委員の言われます一番奥の和室の件でございますけれども、もちろん図書館流通センターのほうにご意見を伺ったことはございますけれども、一番の問題は、図書館内のトイレが和室の横にございますけれども、そのトイレが使い勝手も悪いし、広さも十分ではない。いろいろな方が使える多目的のトイレも設置できていない。そういった状況がございましたものですから、私どもは和室の利用の頻度等を鑑みまして、そういったところも合わせて、廃止した上で新たなトイレのスペースとして改築したいというところで、私どものほうで市長の下に進めたところでございます。

○川上委員

TRCのほうからそのスペースを廃止してはどうかというようなことがあったわけではないわけですか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○川上委員

先ほど、TRCの親会社の丸善CHIホールディングスの中期計画、5か年計画の発表が今年3月14日だったと言いましたけれども、実は、「新文化」という新聞があるんですね。ネット上でもありますけど。同じ日付なんですけど、3月14日付で、1面の特集の紹介があるんですね。「TRC 図書館で本の販売 新たな仕組み検討へ 谷一文子TRC社長に聞く」という見出しになっています。これは、大和市立図書館、福祉文教委員会も視察に行っているはずなんですけれども、シリウスも含めて、図書館の集客力を生かし、シリウスは毎年300万人ぐらい利用者があるらしいですね、それで、この図書館の集客力を生かし、図書館で本の販売ができる仕組みづくりの検討に入ったと。だから、これは親会社の丸善CHIホールディングスが5か年計画を公表した、くしくも同じ日の記事なんですよ。配信というか。

それで、全国の585図書館を指定管理、業務委託を受けているようですが、このコミセンの大規模改修に当たり、本の販売、書籍の販売をこの際できないかという協議の申入れが市長か教育長、教育部長、担当課のほうにあっていないか、お尋ねします。

○生涯学習課長

質問委員の言われますような協議等はうちのほうでは承っておりません。

○川上委員

課長のほうには相談があっていないことを今答弁されましたけど、先ほど言った市長、教育長、教育部長はどうですか。

○教育部長

そういった申入れやお話はありません。

○桑原教育長

私のほうにもお話がございません。

○武井市長

私にもございません。

○川上委員

まとめて聞きますけど、谷一文子さんご本人からではないけれども、それを含めても、それ以外の方からも特になんかということを確認しておいていいですか。

○生涯学習課長

谷一文子様以外の方も含めて、TRCの関係者からそういった話を伺ったことはございません。

○川上委員

そのほかの幹部の皆さんもそうだとということで確認します。

それで、今後、丸善CHIホールディングス及びTRCの方向性とかみ合う形で、本市にそ

の協議の申入れがあった場合はどうしますか。

○生涯学習課長

現状といたしましてもそういった協議は承っておりませんし、今後、そういったお話があったといたしましても、今回のコミュニティセンター改修に当たっては、そういった販売ブースといたしますか、そういった物を設ける設計は行っておりませんので、例えば、協議の申出があったといたしましても、現状としましては、受ける余地といたしますか、余力は全くないのではないかと、私は考えております。

○川上委員

余力、余地があれば受けるというふうに聞こえる答弁なんですね。

指定管理の仕様書との関係で考えて、それが入り込む隙間があるというか、検討する対象になるのかどうか。もう契約しているわけですから、契約変更とかするようなことになるのか、ならないのか。そういうことをお聞きしたかったわけですね。

○生涯学習課長

すみません、失礼いたしました。このたびの指定管理者募集要項の仕様書におきましても図書の販売するような業務は当然入っておりませんし、すみません、私の言い方が悪かったと思えますけれども、今度のコミセン改修におきましても、そういった図書の販売をするようなスペース・レイアウトは当然入っておりませんので、全くできないのではないかと、私は考えております。

○川上委員

2つおっしゃったと思うんですね。仕様書との関係でどうなのかということ、それは入っていませんよ。変更申出とかがあった場合はどうなるんですかという心配しているわけです。

それから、もう一つ、ブースを置けるようなスペースは今回の改造では想定していませんということなんですけれども、どれぐらいのスペースでそれができるかどうかを分からないでしょう。ちょうど、廃止する和室の分ぐらいのスペースだったら十分ではないかというふうになった場合はどうなりますか。

だから、主に前者ですよ。仕様書の契約の変更を求めてきたときはどうしますかということなんですよね、お尋ねしたかったのは。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:41

再開 13:49

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

質問にございました、変更契約をすると、図書の販売ができるんじゃないかというご質問だったと思いますけれども、もともと指定管理でお願いしているのは、あくまでも図書館の管理でございますので、本の販売までとなると、当然、今は仕様書等に入っていない内容でもございますし、かなり、指定管理の範疇を超える内容になると思いますので、現行としては難しいものと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○光根委員

一点だけ確認したいんですけれども、コミュニティセンターの大規模改修で、飯塚図書館の休館時期と子ども図書館の改修の時期ということで、休館の時期が重なるということで、一般質問等でもあっていましたが、電子図書館の検討をしているということでございましたが、現状をお願いします。

○生涯学習課長

質問委員が言われますように、電子図書館につきましても一般質問等でご質問をいただいたところでございます。その内容につきましても、当然、私どもが質問への答弁等で回答させていただきましたとおり、アンケートの実施等に基づいて、内容の調査はさせていただいたところでございます。ただ、実際に電子図書館を導入するには、やはり、かなり高額な費用等もかかってくる現状もございますので、引き続き、その辺につきましても、まだ決定等には至っておりませんので、調査・研究はさせていただきたいと考えておるところでございます。

○光根委員

する、しないにかかわらず、いつ頃をめどに決定するのか。来年度からするならば、予算化しなければいけないので、いつ頃をめどに、決定する、しないを決めるのでしょうか。

○教育部長

いつ頃、する、しないを決めるかでございますけれども、今、他市、他自治体の状況などをいろいろと確認する中で、例えば、県のほうが電子図書館を行っているとか、極端な話、国立国会図書館のほうで行っている。近くであれば桂川町さんが行っている。そういった状況の中で、これも先ほど課長が申しましたけれども、非常に多額の投資になってしまいます。それで、電子図書館でございますので、それこそ飯塚に住んでいようが、住んでなかろうが、利用できるというのが電子図書館になります。そういった観点から考えますと、県または桂川町、いろいろなところが行っておりますので、そういった部分で他の電子図書あたりの利用もできないのかというふうなところも検討しているところではございます。

本市のほうから県のほうに郵送なり何なりで送れば、電子図書のほうの利用もできないことはないというふうな話も報告を受けておりますので、そこら辺は慎重に、貴重な財源を使うということになりますと、やはり要求するに当たっても、それだけの需要、またはニーズが見込めるというところまで把握してからの予算、もしくは予算要求するのか、しないのか、どうするのかというふうな決定は行いたいというふうに思っております。

○光根委員

休館中はどちらも10か月ぐらいあるんですけども、一つの休館中の代替案ということで電子図書館ということですけども、ほかの代替案とかは考えておられますか。

○生涯学習課長

もちろんいろいろ事業を実施するに当たりましては、予算化等も必要でございますので、決定したところではございませんけれども、私どもとしましては、どうしても中央図書館が閉まる現状がございますので、隣接の公共施設において、規模は大分小さくはなりますけれども、代替の仮設の図書館を設置して、少しでも図書館利用の皆様にご供したいというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 13:55

再開 13:56

委員会を再開いたします。

次に、「虐待の予防事業について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○こども家庭課長

先進地視察等を行い、検討した結果、新たに虐待予防事業の一環として令和6年度に「こどもの権利擁護啓発事業」及び「通話音声分析モニタリングシステム構築事業」に取り組むことにいたしましたので、その内容を報告します。

「こどもの権利擁護啓発事業」は、こどもへの暴力防止プログラムを実施している他市町の取組を参考にし、組み立てたものでございます。事務事業名は、「児童虐待防止対策事業（こどもの権利擁護啓発事業）」でございまして、令和4年度の児童福祉法等改正において、社会的擁護に係るこどもの権利擁護の強化を図ることとされ、本市の取組として、児童一人一人に学校を通じて、児童虐待を受けた場合や何か相談をしたい場合の電話番号が入った、ペンケースに入る定規の配付、ポスターの掲示及び隣組回覧などの啓発活動を積極的に行ってまいりました。

これに加え、虐待を受けた本人からのSOSを引き出すためには、子ども自身が自らの権利を理解する必要があると捉え、「嫌なことは嫌と言っていいんだ」ということを子どもたちに伝え、また、それを受け止める保育士への研修等を行う本事業を通して、子どもの権利を守り、子どもの虐待を未然に防止していくことになるものとして、本事業を実施するものです。

現在、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定中であり、事業者を選定しましたら、公立の保育所・こども園で実施し、今後の効果検証も含めて、成果等も見ながら、方向性を検討していきたいと考えております。

続きまして、「通話音声分析・モニタリングシステム構築事業」でございまして。

近年、児童虐待に係る相談件数は増加しており、本市も例外ではありません。電話で受けた内容は、後ほど、記録する作業が必要となり、その作業はケース対応の後となることから、場合によっては時間外の作業となっています。

また、メモ用紙で断片的に記載した物を記録する場合、どうしても主観が入りやすくなったり、記憶があいまいなものになりがちです。さらには、メモを取ることに集中すると、重要な内容を聞き逃すなど、課題感がありました。

こうした課題に対応するため、電話での通話内容の自動的記録や通話内容から自動で参照すべきマニュアルや情報を画面上に表示するナレッジ機能を搭載した「通話音声分析・モニタリングシステム」の導入を図るものでございます。

特徴としましては、電話対応中の音声をパソコン画面にリアルタイムに文字表示する、重点ワードのアラート機能、例えば、「虐待」や「リストカット」など注意が必要な言葉が出ると自動で検知し、ハイライト表示する機能がついている。また、通話内容の自動的記録、これは要約機能がついており、対応記録の閲覧、視聴ができるものでございます。この機能により、メモを取ることなく、相談者の話を聞くことができ、同時進行で管理職員が相談内容を把握することで、相談員の不安や緊張を解消し、初期対応の迅速さや正確さを求めることができ、合わせて、メモなど記録を取ることに注力することなく、電話対応に集中することで、相談者のニーズを捉えることができること、また、正確な記録作成及び記録時間の短縮が図られるなどの効果が得られるものと考え、導入をしようとするものでございます。

以上、簡単ですが、提出資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今、説明をいただきました事業のうち、最初のこどもの権利擁護啓発事業について伺っていますか。この分で、国連で採択された「子どもの権利条約」は全く関係ない形になるんですか。その辺りはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

○こども家庭課長

資料に載せております「こどもの権利について」ということが書かれております。そもそも、この権利条約の下につくられた中で、児童憲章等がつくられてきたというふうに考えておりますので、同じものというふうに考えております。

○兼本委員

では、その子どもの権利条約は、具体的に皆さんは御存じだと思いますので、できれば、4つの柱というのがありますでしょう。4つの柱のうち、今回はどの部分について飯塚市はやっていこうと思っているかということをもうちょっと簡潔にご説明いただければと思います。

○こども家庭課長

子どもの権利条約の4つの柱ということで、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利のことだというふうに考えておりますけども、当然ながら、全てに該当するものとは考えておりますけども、特段言えば、守られる権利なのかなというふうに考えております。

○兼本委員

先ほど、幼稚園等でイエス・ノーが言えるようなという形で言われていませんでしたっけ。そう考えると、参加する権利とか、そういったところに該当するということじゃないのかなと思うんですが、違うんですかね。

○こども家庭課長

確かにそのとおりだと思っております。全てです。

生きる権利も考えておりますので、全部、条約の内容に基づいたものであろうかというふうには考えております。

○兼本委員

それで、これをポンと事業を始めますという形ですけど、大人でどのぐらいの市民が知っていますか、というのはわかりますか。というか、もともと分からないのに、ポンと事業を行ってもどうなのかなというふうに思ったりするんですが、逆に言うと、前提として、例えば、子どもを守る権利の条例を作成した上で、こういった事業を行うというような形で持っていくというような方向性とかというのはお考えにはならなかったんですか。

○こども家庭課長

端的に申しますと、条例のことは考えておりませんでした。

○兼本委員

例えば、この啓発事業で、保育士さんに対して、「こどもの権利とこどもの理解、暴力被害や――、研修を実施することで、こどもワークショップの効果を高める」と書いてありますけども、これは全体的に見ると、市民参加じゃないんですか。保育士さんとかに特定して、この事業自体はそうなのかもしれませんが、本来は市民参加の下、こういう事業が一つとしてありますよということではないのかなと思うんですけれども、その辺りは違うんですかね。

要は成功するのかどうかということですよ。例えば、課長、子どもの権利条約で子どもの権利に関して4つありますよというような形の中で、今、飯塚市の中でも、子どもの権利について、そんなに議論とかされていないじゃないですか。その中で、いきなりポンと入って、成功するのかな、どうなのかなというふうに疑問に思ったんですけども、その辺りは、例えば、もっと分かりやすく、今、こういう4つの柱がありますというのは、どれだけの方々が知っているのかとか、まず、そっちのほうが先なんじゃないのかなと思ったんですけども、そういう周知というのは今後していかないということですか。

○こども家庭課長

していかないではなくて、していかなくてはならないと思っておりますので、同時進行というか、それは別のもので考えていきたいというふうに考えております。

今回の部分につきましては、子どものSOSの発信を、子どもたちが自らやっていくところを狙いとしておりますので、基本的に市民向けにつきましては、また別途、子どもの権利、ア

ドボカシーとか、そういったところにつきましては別途で啓発をしていく必要があるというふうに考えております。

○兼本委員

事業としては、私はいいと思っているんですよ。ただ、誰にするんですか、そうしたら。子どもに教育するんですか。保育所、保育園、未就学の子どもたちに先生が教育する。誰が、どういった教育をするのかということがよく分からないんですけど。

○こども家庭課長

先生ではなく、今回のプロポーザルで選定した事業者のほうが経験がおありですので、そちらの方がロールプレイ等、トークタイム、もしくはそのワークショップを開きながら、子どもたちに習得させるという方法を取りたいというふうに考えております。

○兼本委員

だから、ロールプレイは誰に対してするのか。ワークショップは誰に対してするんですか。

○こども家庭課長

子どもでございます。

○兼本委員

子どもに対してします。親とかにする必要はないと。学校の先生たちにもする必要はないということ。そういうことなんですか。

これは全部、子どものために一番何が必要なのか、子どものために一番にしていかななくてはいけないというのが大前提でしょう。子どもだけに、今、飯塚市としてはやっていけるという判断なのかもしれませんけども、ほかの地域というのも、これはいきなりポンと、この事業を先進地域はされてあったんですか。

○こども未来部長

今回のプログラムにつきましては、先進地の視察として、私のほうが実際に昨年度に見てまいりました。当然、子どもたちと一緒にロールプレイをしながら、声を上げるときに、こういうことに対して声を上げたらいいんだよとか、当然、3歳、4歳、5歳児ですので、その年齢に合わせたところのケースで、人形劇等を加えながら、子どもたちに分かりやすく、専門の方がやられておりました。

当然、その地域もそういうような形でやられている。その声を聞くときに、やはり、これは虐待だけではなくて、いじめだったり、そのほかの暴力、そういう嫌なことを嫌だということ子どもたちに学んでもらうという目的がございますので、例えば、やはり親にされていることを親に言っても、そういったことがございますので、保育士は保育士でそういった子どもたちの様子だったり、声を聴くこと、それは保育士向けのワークショップを開いて、この子どもたちにはこういうふうに声を聴いてもらったらいんですよということを、またそこで教えていただく、子どもたちには子どもたちで、どういったときにこういうふうな声を上げたらいいんだよということを小さいうちから学んでいただきたいということで、今回、公立のこども園、保育所のみを対象にしていますので、質問委員がおっしゃるように、こういったことは広く市民に知っていただく必要があるんじゃないかということにつきましては、子どもの権利は、当然、今後も啓発を続けていきますし、虐待予防の講演会等も行っておりますし、そういったいろいろな手法の中の一つとして、今回、新たな先進地視察をした上で、今回新たに今年度取り組みますということで、今日は報告をさせていただきます。

○兼本委員

ということは、今日は、虐待をもっと予防するために当事者からの声も聴きたいというのが第一前提にありますということですよ。

先ほど、ワークショップ、子どもたちと言われたけど、今、保育士さんたちにとということで、やっぱりそこは理解してもらわないといけないからという形でも思いますし、ぜひ、その事

業の中で、保育園の皆さんに1回されましたよね、子どもの権利の講演会をされましたよね。4年ぐらい前に、何かの虐待の講演会の中に子どもの権利という話も出てきたと思うんですが、私はそれ以降、飯塚市のここの委員会の中でもそうですけど、子どもの権利ということに関しての議論って、なかなかないと思っていますし、やはり親以外の地域の人たちをはじめ、やっぱり子どもたちが一番にということを考えていく上では、この子どもの権利というのは非常に大切だと思います。

ぜひ、市長、子どもの権利を守る条例、これは、福岡県にも自治体がいくつかつくってありますでしょう。ぜひ、飯塚市も、あまり言いたくないですけども、1回、虐待の事案もありました。今、こども未来部でこのようないろいろな事業もされています。そういったものを含めて、やっぱり市民にしっかり理解していただくというようなことも含めて、子どもの権利を守る条例等も考えていただきたいと思っておりますので、もしよろしければ、市長、お考えがあればお聞かせください。

○武井市長

今、委員のほうからお話がありました、閉会中に扱っております虐待予防事業についてのこの案件に関わって、やっぱりその基盤に子どもの権利の問題というのは大きいものがありますので、担当課長、部長が申しましたように、私どもはいろいろな場面で子どもの人権擁護に関する啓発をしっかりと今後も努めてまいりたいと考えているところでございます。

○兼本委員

ぜひこういう事業を含めて、いろいろ考えていただいて、本当に飯塚市の規則だよということで、条例ができるように頑張っていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今日は8月6日で、79年前に広島に原爆が投下され、多大な犠牲をこうむった日です。それで、今日は学校は出校日ということで、平和授業もあると聞いておりました。今日は学校給食はあるのでしょうか。

○教育部長

本日、学校給食のほうはないということで聞いております。

○川上委員

子どもの虐待を防止する上で、食を保障するというのは、保護者にとっても、子どもにとっても重要なことです。このことについては、前回も別の委員が質問をしたところなんですけど、令和5年3月末で、要対協登録世帯が182世帯、362人と報告がありました。これは現状、どうなっていますか。

○こども家庭課長

令和6年7月末現在の数字で申し訳ございませんけども、173世帯345人となっております。

○川上委員

この345人について、食はどのように保障されているか、確認できていますか。

○こども家庭課長

食を中心にした内容については把握しておりません。

○川上委員

生活保護のほうで、子どもさんのおられる世帯、子どもの人数は分かれますか。

○生活支援課長補佐

子どもがいる世帯につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、数を把握しておりません。

○川上委員

被保護世帯の子どもの人数は分かるでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:18

再開 14:19

委員会を再開いたします。

○川上委員

子どもが虐待を受けたときに、SOSを発信するところは、子どもがどれくらい分かっているかは分からないけれども、一応、ここに電話をしてくださいと。あるいは誰にでも助けを求めていいんですよというのはありますよね。

親に食事を与えられない。あるいは親が与えるだけの状況に現実的でないという場合に、おなかがすきました、家に食べる物がありません、このSOSはここに出してくださいというふうに、ルールはどうなっていますか。

○こども家庭課長

全子どもに向けては、先ほど申しましたとおり、定規等を配付する中で、そちらのほうに相談をしてくださいという形で周知しているところでございますけども、虐待を受けた、例えば、要対協の子どもにつきましては、信頼できる大人、いわゆる学校の先生、もしくは保育園の先生、もしくは市役所、市役所といっても、小さい子どもは市役所の電話番号等は覚えられないと思いますので、信頼できる大人、つまりは自分の身近におる先生等に相談していいんだよということをお伝えしているところでございます。

○川上委員

保護すべき者に、あるいは保護を受けるべき相手、つまり、通常は親だったり、おじいちゃんやおばあちゃんだったりすると思うんだけど、一緒に飢えていると、食べさせてあげたいけど、家の中に食べ物がないという、これは虐待ですか。虐待じゃないんですか。

○こども家庭課長

故意に食べさせない場合は虐待に当たろうかと思えますけども、食事が無いという段階におきましては、それが判明した時点におきまして、子どもが食べていないという状況が分かりました時点で、児相と相談しながら、恐らく一時保護の対象になるというふうに考えておりますので。

○川上委員

虐待ですよ。看護の責任があるわけですから。

そうなりますと、本市の子どもたち全員に我々は食を確保し、それによって虐待を許さないということがいるんだけど、特に、要対協登録の7月末345人、被生活保護受給世帯の子どもさんについては、特別に注意を払うべきだろうと思うんですね。

その子どもたちに、おなかがすいた、食事をとりたい、食べたいというのを親に言う。親は応えられない。この子どもたちに、言ってくるまで待とうということ、先ほど聞いているわけですよ。どこに言えばいいですかと。

逆に、我々は虐待を防止する議論をしているわけですから、最も危険性の高いところに、大丈夫かということで尋ねて行こうということになるわけですよ。乳幼児訪問事業とかもあるけど、夏休みになって、給食がない日が40日続くわけですよ。その状況の下、百も分かっているわけじゃないですか。出校日に給食とか、聞いたことがあまりない。出してもいいんですよ。最も危険が心配される子どもたちに、ご飯を食べているかというのを聞く取組があつてしかるべきと思うけど。

数字は分かりましたか、生活保護のほうは。人数をお尋ねします。

○生活支援課長補佐

すみません、被保護世帯で子どものいる世帯につきましては311世帯、子どもの人数につきましては0歳から18歳未満で612人となっております。

○川上委員

それはいつの段階ですか。

○生活支援課長補佐

本日付になります。

○川上委員

生活保護受給世帯の場合は、ケースワーカーが丁寧に状況を把握しているはずなんだけど、子どもが食事をとれているかどうかについて、特に状況を把握するようなことがありますか。

○生活支援課長補佐

各世帯につきましては、訪問月が、1か月に1回、2か月に1回というふうに決まっていますので、訪問の際に生活状況等を確認しますので、その中でどういう状況で生活を行っているかというのは確認をすることができます。

○川上委員

世帯によるんでしょうけど、2か月に一遍とか、1か月に一遍、1か月間、食事が取れていなかったら、もう命を維持できないですね。

生活保護世帯の場合は、基本、1日に当月の保護費をお渡しするわけですよね。そうするとどういうことになるかということ、生活保護費はあまり変わらない状況の中で、2013年からは何百億円も削られているんだけど、この物価高騰でしょう。物価高騰手当の加算というのは聞いたことがない、私は。そうなってくると、月の1週間ぐらいは保護費が足りなくなるのは計算上明らかだと思うんですよ。それで、夏休みですから、先ほどから何遍も言っているけど、給食はないわけですね。そうすると、月の後半の1週間ぐらいは飢える状況が出てくる可能性は高いですよ。そこのところの認識はどうでしょうか。

○生活支援課長補佐

毎月支給される生活保護費につきましては、国が保障している最低限の生活が保障されているものとなっておりますので、その中でやりくりをしまして、1か月間過ごされることと認識しております。

○川上委員

子どもが飢えて苦しんでいる状態というのは、当然、想定されるわけですね、その時期は。それによって、家庭内で食事を与え切れないという、虐待だけではなくて、その他の虐待も食事に関わることでですから、心配されるわけです。

生活保護受給世帯で子どもが食事をとれているかどうかについては、2か月に一遍か、1か月に一遍くらいケースワーカーが尋ねるぐらいで大丈夫なんですか。

○生活支援課長補佐

訪問月につきましては、先ほどご説明したように、各世帯で1か月、2か月、4か月に1回というふうに決まっております。ただ、その中で訪問月には生活状況の把握は行っておりますが、全てが把握されておりませんので、毎月、子どもが食べていない、翌月は食べていない、訪問に行っていない月に食べていないというのは、そこまでは把握はできていない状況でございます。

○川上委員

月初めからお金がもう足りないというところもやはりないことはないですよ。そういう意味では、食事は毎日とるんですから、とらないといけないんですから、朝、昼、晩。ですから、ケースワーカーは市役所として子どもの状態を把握しているわけですから、その子どもたちが、大人もですけど、食事がきちんととれているかどうかについて、80ケースぐらいある

のかもしれませんが、きちんと把握していくと。80ケースというのは全年齢で、子どものいる世帯が311というわけですから、毎日電話をかけて、相手は迷惑かもしれないけど、子どもの安全とか食の保障については把握してもいいぐらいではないかと思うんだけど、今日までやれていないかもしれないけど、明日以降、少し体制をとって、できませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:31

再開 14:32

委員会を再開いたします。

○生活支援課長補佐

今までにつきましても、特に問題のある家庭につきましてはケースワーカーが把握しておりますので、そういう家庭につきましては母子支援員とともに訪問を行って、さらに生活状況の把握に努めております。特に母子支援員とも把握している中で、今後につきましても、なお一層強化してまいりたいと思います。

○川上委員

それで、そういう言葉なんですけど、飯塚市の場合は、コロナ禍で母子世帯に現金をお渡しして応援するという措置をとった折に、ただし生活保護世帯については対象外とするとなりましたね。共産党は、それはおかしいじゃないかということで、随分やったんだけど、そのことについては、その後、クーポン券を同じようにお渡しするとかいうような措置を飯塚市はいつの間にかやり始めましたけど、現金を渡すときに対象から外したときの措置の誤り、私はそう思うけど、それについては、飯塚市は今どういう見解になっているんですかね。

○委員長

川上委員、今、虐待の予防について話をしているんですけど、その趣旨というか、ちょっと答えにくいのではないかと思いますけど。

暫時休憩いたします。

休憩 14:34

再開 14:48

委員会を再開いたします。

○川上委員

先ほど言ったんですけれども、もう一度言いましょう。コロナ禍のときに現金支給を母子家庭にするという政策を出したんですね。そのときに飯塚市は、ただし生活保護受給者世帯は除きますということを強引に押し切ったわけです。その後、クーポン券の発行については生活保護世帯も対象にしたわけですね。しかし、この間に私は、コロナ禍の下での母子家庭世帯への5万円支給について、生活保護所帯を外したことについて、飯塚市がどういう見解になったのかについては確認していないので、今ここで確認しておきたいと思ったわけです。

○生活支援課長補佐

当時につきましては、飯塚市独自の給付金につきましては、被保護世帯につきましては収入認定すべきという判断で収入認定を行っております。その後につきましては、国からの通知等により、収入認定については通知がおりますので、その後の給付金等については収入認定は行っていない状況でございます。

○川上委員

今の答弁はそのときの政策判断がどうであったかについて認識を改めてはいないというふうに聞こえるわけですね。

実は6月議会での出来事だったんですけれども、5月の連休明けには国から通知が来ていて、地方公共団体においてそういう措置をしたときは情報を提供するようにということしか言って

いないわけですよ。それから時間がたったんだけど、このときのことについては、法律がどうかとか、あるいは通知をどう評価するかということがあったにしても、より困難と思われる世帯と子どもたちに対してそういう措置を取ったわけですから、食のことも含めて、本市の行為によって、虐待が起こる危険性を後押ししてしまったのではないかというふうにも、私は心配しているわけです。そここのところの反省もないままに、311世帯612人につき注意を払いますということであれば、そのときのことをよく自己検討して合わせていく必要があるのではないかと思うんですね。

それで、今、現金の支給による収入認定のことを言いましたけれども、実はそのときにも言ったんですけども、収入があれば申告します。収入認定しなくてもよい額というのがあるわけでしょう。これ以下であれば収入認定しませんと。認定はゼロということになるんですけど。その額は幾らですか。

○生活支援課長補佐

まず、収入についてご説明いたします。収入認定につきましては、生活保護第4条には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と、世帯の全ての収入の合計が国の定める生活保護基準額と比べ不足する場合には、その不足額が保護費として支給されるものです。保護費を算出する際に、世帯の収入のうち、活用し得る資産として認定することを収入認定と呼んでおります。

その収入認定につきましては、世帯に収入の変動があった場合は、生活保護法第61条により届出が義務づけられていることから、先ほど言いました収入認定の基礎控除というのがありますが、基礎控除以下につきましても申告していただくことになっております。金額につきましては、収入額によって変動しますが、基礎控除の最低が1万5千円となっております。

○川上委員

1万円という額はいつから1万5千円ですか。

○生活支援課長補佐

金額の1万5千円が、いつからというのは把握しておりません。

○川上委員

いずれにしても、ある日突然、1万5千円という数字が出てきたわけではないと思うんですね。以前はもっと低かったかもしれません。

しかし、基礎控除額というのはあったわけですよ。それから言えば、生活保護を受けている母子世帯を応援したいということであれば、応援すればよかったし。それから、応援しても収入認定してしまうからというふうにあのとき言っていたけど、私は言ったじゃないですか。分割して応援すれば、収入認定しなくても済むんじゃないですかと。いやいやですって言いましたよね。そういう反省も要と思うんですよ。

今、基礎控除が1万5千円と言われましたね。1万5千円までの収入は申告をするけれども、認定はゼロというふうになるわけですね。

現物支給の場合はどうなりますか。

○生活支援課長補佐

現物支給としまして、一般的に主食、野菜等があります。これにつきましては、仕送り、贈与等による収入となりますので、収入認定のほうにつきましては仕送りや贈与等で受けた量を金銭に換算した額を認定することとなっております。

○川上委員

本市においてどういう実績がありますか。

○生活支援課長補佐

把握している限りではありません。

○川上委員

子ども食堂がありますよね。子どもの居場所という点でも大事な役割を果たしておると思いますし、同時に、食を保障するという意味合いもあると思うんですね。子どもに食事を取ってもらって、そして、家に帰って食べてねと渡す。これらについては現物支給ということになりますけど、認定するようになっていくんですか。

○生活支援課長補佐

今、ご質問がありました子ども食堂におきましては、無償で提供される食事等については、その取組の趣旨に鑑み、原則、収入認定しないものとしております。

○川上委員

市役所として、あるいは国の事業だけど、生活保護所帯であっても子ども食堂における食事だとか、家に帰って食べてという物については、お金に換算して収入認定などしないというルールになっているわけですね。

○生活支援課長補佐

今、おっしゃられた子ども食堂から提供された食料ということにつきましても、原則として、認定しなくて差し支えないことになっております。

○川上委員

認定しなくて差し支えないということを確認したいけど、福祉部長、確認できますか。

○福祉部長

ただいま、るる課長補佐のほうの説明しておりますけども、これにつきましては認定をしないということで、今後も進めたいというふうに考えています。

○川上委員

確認したいと思います。

この件については、事業を行っていただいているところにも心配があるところがあって、どうなんだろうと思うところがあって、むしろ、市役所は生活保護を受給している人には食糧提供、食事の提供をやめてくれと言っているのではないかというふうに、誤解というか、思い込んでいるところもあるので、これについては関係のところには、関係のところというのは、事業されているところと、それから生活保護を受けているところにも、双方によく周知しておく必要があるというふうに思います。

そこで、それだけでは夏休み中の食の保障ってなかなか難しいと思うんですけど、ぎりぎりの段階で食事が必要というときにどこに行けばいいですか。市役所に来れば、カップ麺とか、そういう物を提供いただけるんですか。

○生活支援課長補佐

被保護世帯につきましては、常用ではありませんが、緊急的に食糧支援がある場合については、フードバンクから提供いただいた食料を少しですけど備蓄していますので、その中から提供することは可能です。

○川上委員

フードバンクから頂いたっていうのもあるでしょうけど、市役所として整備をするというようなことはないですか。

○生活支援課長補佐

今のところは提供していただいた食料ですようになっておりますので、特にすることは考えておりません。

○川上委員

それで不足する状態になったときは手を考えないといけないと思いますけど。教育長、それから市長、お願いしたいのは、全ての子どもということももちろんあります。しかし、とりわけ難しい局面に立たされると思われる子どもさんたち、345人、612人につき、この夏休

みの間、やっぱり命を守ると、心を守るという視点からも、せめて給食が始まるまでは、全員の安全確認、食事の確認をやる必要があるのではないかなというふうに思います。見解を伺います。

○福祉部長

今、夏休みの食事の件ということで質疑がされております。私自身の考え方を述べさせていただきますと、SNSとかユーチューブとかにも頻繁に、夏休みにおなかをすかせていますというような様々な情報がほぼ毎日飛び込んで来ている状況です。それで、今、申し上げましたように、フードバンクとかそういった提供していただいた物ということになっておりますけれども、現在のところ、そこにどういふふうに対応するかということについて、危機感を私も十分持っているつもりです。保護所帯に限って申し上げますと、先ほども答弁しましたが、結局、その家庭環境ですとか、そこら辺についてはケースワーカーが常に情報は把握しておるところでございまして、今すぐにどうかということはあるんですけど、そういう手法もいろいろと研究しながら、取り組んでいく必要があるというふうには認識をしておるところでございします。

○川上委員

子どもが食に困っている世帯については、市役所に相談してくださいと。生活保護所帯だけじゃないですよ。窓口は生活保護かもしれないけど、フードバンクの物を含めて、緊急対応してもらえらるからというふうに市民に言っているんですか。

○こども未来部長

食につきましては大変重要な問題でございますけれども、先ほど、要対協の子どもたち、全てが食に不安があるご家庭では当然ありませんので、こども家庭課では、それぞれのケースに合わせて、支援対象児童見守り強化事業、こういった形で委託業者が週に1回、ご家庭に回ったり、民生委員の方がご家庭に行って子どもの様子を見て、食事等で月2千円ぐらいの物を持って行けるような事業もやっております。今、質問委員がおっしゃるように、本当に食事がなく、お金がなくて食べる物が無いというような形で、子どもさんがいらっしゃるご家庭でこども家庭課のほうに相談があった場合には、一緒にこども家庭課の職員が生活支援課のほうに付き添って話を一緒にしていただくとか、当然、そういった形で既に対応も、現在もやっておりますけれども、今後、そういったことが市民の方々の不安を取り除くために必要であれば、そういった啓発も、今後、必要ではないかというふうには考えております。

○川上委員

今、答弁があったように私のほうからも市民には伝えていきたいし、皆さんのほうから答弁があったように言っていただくように、学校を通じてでも必要じゃないかと。今日が5日だったらよかったですね。お願いしたいと思います。

高齢者の虐待の問題については、状況のまとめは何を見ればいいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:07

再開 15:10

委員会を再開いたします。

○高齢者支援課長

実際に、虐待の件数というのはホームページ等では公表はいたしておりません。ただ、当然、内部としましては疑いの通報件数とか虐待認定の件数というのは把握しております。実際に、ホームページ上で、例えば、令和5年度にこういった虐待がありましたという件数とかの報告は公表しておりません。

○川上委員

そのまとめというか、集約はどのような頻度というか、日々数字を更新していつているのか、週間なのか、月間なのか、どういうふうになっているんですか。

○高齢者支援課長

当然、虐待の通報件数とかにつきましては、日々と申しますか、月ごとに集計はしておりますけど、最終的には年度ごとでの集計をしております。

○川上委員

福岡県などにはどういう報告をするような仕組みになっていますか。

○高齢者支援課長

年度ごとの件数の報告については、こういった形で県のほうに報告しているか、今、即答はいたしかねるかと思えます。

○川上委員

高齢者虐待防止については、高齢社会対策とか、そうした中で位置づけられているんじゃないかと思うんだけど、太い柱のものとしては何があるんですか。

○高齢者支援課長

主としまして高齢者虐待防止法を基に、まずは初動とか動く形をとっております。

○川上委員

それに基づく計画があるわけでしょう、飯塚市に。どういうことになっていますか。

○高齢者支援課長

マニュアルはつくっております。高齢者虐待防止に伴います虐待に関する初動の計画等については策定いたしておりません。

○川上委員

次回、資料もそろえてもらって、集中的なやり取りをしたいと思えます。

次は、障がい者についてなんですけれども、虐待防止に関してどういうまとめがあるか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

まとめとしては、これは、定期的に年に1回とか取っているわけではなく、随時出てきているものは集計しておりますが、報告等は特に行っておりません。ただ、最終的に調査を行いまして、結果は県のほうに報告しております。

○川上委員

今のお話だけだと、虐待が起きました。状況を把握しました。個別対応もしているんですけど、抑制プランというのは、あるいは防止プランというのはどうなっているんですか。

○社会・障がい者福祉課長

防止プランというのは具体的にはございません。

○川上委員

それをつくるようになっているんじゃないんですか。

○社会・障がい者福祉課長

法律上も計画については何も言及されておりません。

○川上委員

飯塚市としてつくるようになっていないんですか。

○社会・障がい者福祉課長

特にこれはつくるようにはなっておりません。

○川上委員

こちらについても、次回、状況を出してもらって、集中的にやり取りしたいと思えます。

児童に戻りますけれども、前回、こども家庭相談のほうで、体制はどうなっていますかというのを聞いたんですけれども、まだ職員が配置しきれていないというところがあったと思いま

すけど、その後、どうですか。

○こども家庭課長

現在もまだ募集中でございまして、応募があつていないところでございます。

○川上委員

念のために、どういう職務の方を、何人、どのように募集しているのか、伺います。

○こども家庭課長

職種としましては、保健師、もしくは社会福祉士等の資格を持つ職員を募集しているところでございます。1人でございます。

○川上委員

専門員が4人、支援員が2人の6人配置と。それを2つのグループに分けて、社会福祉士などの方を責任者として配置しようとして、一方は配置できているけれども、一方は配置できていないという意味ですか。

○こども家庭課長

1人の保健師が足りていないというところでございます。

○川上委員

保健師の見通しはどうですか。

○こども家庭課長

通常ならば、電話等で、例えば、どんな職種ですかとかいう話を聞いてくるところもありますけども、今のところ全くないので、恐らく見通しはあまりないのかなというふうには考えております。

○川上委員

3人、3人の6人と考えれば、1人当たり30世帯の60人ということになるんですけども、片方の3人チームのほうに保健師がいないということから来る弊害はどうですか。

○こども家庭課長

先ほどの班の3人とは別の保健師でございまして、サポートプランというものを作成する保健師となっております、今、1人の保健師が全部を抱えているという状況でございます。

○川上委員

そうなんです。そうすると、1人でケースとしては何件ぐらい担当しているんですか。できているんですか。

○こども家庭課長

サポートプランの今の対象としているのが要保護児童のほうになりますので、先ほど人数を申し上げました、173世帯345人のうちの133世帯271名というふうになっております。

○川上委員

前回、サポートプランの作成メンバーを2人プラスさせようとして、37人にするつもりだったけど、36人ですという答弁があつているんだけど、あと1名は保健師さんということですか。

○こども家庭課長

そのとおりです。

○川上委員

これは深刻じゃないんですか。どうするんですか。

○こども家庭課長

サポートプランのために雇うということになっておりますけど、あらゆるものをしてもらっておりますが、先ほども申しました社会福祉士もいらっしゃるし、今、課長補佐のほうは統括支援員というふうになっておりますので、そういった形でみんなでカバーしながらやっている

というところでございます。

○川上委員

どうやったら確保できるんですか。お金の問題ですか。

○こども家庭課長

確かに会計年度任用職員となっておりますので、その部分において、条件が折り合わないというところもあるのかなというふうには考えております。

○川上委員

正規採用にすれば、応募者は増えますか。

○こども家庭課長

例年の今ごろは、保健師の雇用も新規採用職員で試験を行っているところでございますけども、応募状況は少なくなっているということは聞いてございます。

○川上委員

いずれにしても、正規採用で、そちらのほうとも組み合わせる形で工夫したらどうかなというふうに思いますけど。

それから保育所なんですけども、6月議会で、重要事項について、公立の場合は、虐待を防止する関係の項目があるけど、民間保育所の場合、その重要事項にそれが入っているかどうか把握していないということでした。どうなっていますか。

○保育課長

6月21日開催の福祉文教委員会の際に、委員のほうから確認するように指摘を受けまして、その後、7月中に私立の各保育施設の重要事項説明書の記載内容の確認を行っております。

その結果、虐待防止のための措置について記載をしている施設が、私立で31園中11園でございました。また、虐待防止以外の重要項目につきましてもチェックを行っております。

今後は、記載内容について、各施設に通知を行い、重要項目について重要事項説明書に記載するように依頼をしていきます。

○川上委員

31園のうち、虐待防止に関する項目があるのは11園、20園についてはないと。これから行おうとしている指導というのはどういう中身なんですか。

○保育課長

今のこの虐待防止に関する措置についての記載等をこの重要事項説明書のほうに記載していただくように依頼をしていくように、今、準備はしているところでございます。

○川上委員

重要事項というのは、大体年に1度つくるわけでしょう。記載のない20園についてはいつつくるんですか。改善するんですか。

○保育課長

もう通知を今から早急に流しまして、早期に記載をしていただくように依頼をしていきたいと考えております。

○川上委員

そうしたら、ホームページ上であれば、適切な内容にならないといけないので、そうですかというわけにはいかないと思いますけど、適切な内容になった場合、ホームページ上だとしやすと思うけど、紙の場合はどうするんですか。修正版を配る、置くということになるんですか。

○保育課長

そこら辺は、私立の保育施設とちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますが、6月議会でホームページに掲示するということなので、条例改正も行っておりますので、まずはホームページに新しくしたものを掲載していただくようお願いしたいと思っております。

す。

○川上委員

情報の共有・連携の件ですけれども、市長部局のほうは教育委員会とは今年度に入って改善をしたことが特にありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:26

再開 15:27

委員会を再開いたします。

○こども家庭課長

改善と申しますか、変わりなく情報共有をしているところでございます。

○川上委員

市長部局が教育委員会、学校現場を見る目としては、いろいろな視点で見する必要がありますけれども、校長が認めた場合は、学校は子どもに対して懲戒権を持つという特別なところだということ念頭にしておく必要があると思うわけですね。

つまり、学校の先生がむやみやたらに暴行するみたいな人は誰もいないと思います。けれども、校長や教頭の指揮の下、承知の下では、子どもに懲戒を与えていいということになっているわけですよね。しかも、それは改めようとしていないわけですよ。だから、民法においては、体罰は法的にも駄目ですよと明確にしたけど、学校現場は、今言ったような状況の下では、懲戒、体罰と言っていいと思うけど、許されるように法的になっているわけですよね。そこと連携を取るという位置関係ですよっていうのを、市長部局のほうは把握しておいたほうがいいと思うんですよ。

今度は、教育委員会のほうが主体で市長部局のほうと何か特に改善をしようとかいうようなことがありますか。

○教育部長

教育委員会のほうにおきましては、人権担当が市長部局のほうと連携を密にしながら、当然、学校のほうから、これは家庭のほうで受けた傷じゃないのかとか、そういった報告が上がった場合は、迅速にこども家庭課のほうと連携を取りながら対応を行っているところでございます。

ご質問の今年に入って何かこういうことをしたのかということにつきましては、特段こういうことというのはございませんけれども、そこら辺については常に注意深く、迅速な対応を心がけているところでございます。

○川上委員

校長ないし教頭の皆さんに、この懲戒権の問題について、濫用はしたら、当然、いけないということになっていきますけど、これはいいですよ、これは悪いですよ、みたいなことをやったことが最近あるんですか。

○教育部長

児童生徒向けについてでございますけれども、児童生徒向けのリーフレットについては、虐待がどのようなものか具体的に示すとともに、虐待を受けたときの相談先として「189（いちはやく）」、それから田川児童相談所、飯塚市家庭児童相談室、こういった直通電話のほうを掲載しているということです。

ご質問の学校の先生、校長先生などに対してですけれども、通知としては、直近で出した部分というのは、生徒に対するSNSあたりのつながりといった部分の注意喚起とかいう部分についてはしておりますけれども、虐待関係については、学校教育法の第11条に規定する部分の懲戒権のことだと思いますけれども、特段、こちらについて今年度に通知を出しているところではございません。

○川上委員

いろいろな事情で子どもがプールに入れませんかというときに、教師でなければ言えないせりふがありますよね。それを使って、プールに入ることを強制しようとする行為は、これは何になるんですか。虐待に当たるのか。それか学校教育法第11条の懲戒に当たるのか。何に当たるんでしょうか。

○教育部長

ご質問の部分につきましては、プールに入れない状況であったにもかかわらず、教師が使う言葉で、虐待に当たる言葉を使って生徒に圧力をかける。それは虐待に当たるのか、体罰に当たるのかということでございますけれども、状況状況によって、具体的な文言によっては、不適切な指導、もしくは行き過ぎた指導、または虐待、または言葉による体罰、言葉による虐待、そういった部分になろうかと思っておりますので、一概にという部分では、今の内容では計りかねる部分であります。

○川上委員

議会で、計りかねますとか答弁があるんですけど、当事者はどうなんですかね。

学校教育法第11条、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。」と、懲戒と体罰は違うんですね、法律では。ただ、監督庁、文部科学省の定めるところによりというのがあるわけですね。どういうふうに定まっているんですかね。

○教育部長

体罰と言われるものが、今、ご質問の内容が文科省のほうのホームページにございます。まず、体罰というのは身体に対する侵害を内容とするものとして列記されております。また、被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの。

そして、認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）、そして列記されているものが、放課後等に教室に残留させる。授業中、教室内に起立させる。学習課題や清掃活動を課すなどが列記はされているところではございますけれども、それも多分、長時間行わせるとか、そういうことによっては、体罰の範疇に入る部分も出てくるかと思っておりますけれども、文科省のほうで、こういう形でホームページのほうに掲載されております。

○川上委員

懲戒をする側が懲戒が必要かどうか、認められるかどうか、懲戒する側が決めるわけですよ。される側が、児童生徒のほうが決めるわけじゃないんですよ。これは懲戒であって体罰ではないと、体力的にも、権限的にも持っているほうが決めてしまうことになっているわけですね。

今、紹介がありました文部科学大臣の定めるところによりも、歯止めにはならない、現実的には。だから、私はこの第11条については駄目だということを国にも言う必要があるし、それから、校長先生とか、教頭先生とか、教員とか、研修において明らかにしておく必要があるんじゃないかということ、せんだってからずっと言っているんですけど、教育長はこの件について、にわかには同意されないんですよ。第11条について、濫用を許されませんよということについて、徹底することについて、この間、そうですよねっていう答弁はなかったんですけど、第11条については、体罰と懲戒について区別するところはなく、しかも、その区別をしようとする、懲戒を与えようとする側が判断するということになるわけですから、教育上必要があると認めたときは懲戒行為をしてよしいということになるわけですね。これはよくないということを明らかにしておく必要があるんじゃないかと思うんですよ。教育長、どうですか。

○教育部長

この件につきましては、懲戒の部分にただし書で、「ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る」というものがありますので、その部分では、懲戒と体罰というのは一定の線が引かれているというふうに認識しているところです。

各学校に対しては、当然、体罰はあってはならないものということで、通知のほうをいつ出したのか出していないのかというのは、手元に資料もございませんので、はっきり申し上げることはできませんけれども、各学校に体罰については行ってはならないものということで認識を統一しているものでございます。

○川上委員

その先生も、私は一生懸命だった面はあると思うけど、入れない、入らないという子に、そういうことを入ることを強要したわけでしょう。入って溺れたらどうするんですか。入って体調が悪くなったらどうなるんですか。命がけの懲戒ではないかと思うわけですよね。それは、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときにはなるんですかね。なるわけじゃないですか。だから、第11条につき、教育委員会として、文部科学省などにもきちんと物を言う機会が要と思うけど、現実子どもが犠牲になるようなことがあってはならないので、しかるべく機会をつくって、教育長が話をするということが必要だと思うわけです。どう思われますか。

○桑原教育長

第11条については昨年度から答弁した内容でございますけど、懲戒は、私が思うというか、校長等に校長会等で指導する場合に話をするのは、虐待に該当する行為とか言動についてはもちろん注意喚起はしているんですけど、例えば、口頭で先ほどのような、うちの事案ではないと思うんですけど、教師が児童生徒をプールに入るようなことを強要するような発言をした場合とか、そういった場合でも、場合によってはもちろん、先ほどお話があった心理的な虐待に当たるようなこともあるんじゃないかなというふうに考えます。ただ、宿題を忘れたとか、友達に悪口を言ったとか、そういった場合には、もちろん口頭での指導等はあると思います。ただ、その場合でも、児童生徒の性格であったりとか、個人的な状況であったりとか、そういったことを考慮しながら、子どもたちに指導する。ただ、そこで、漢字の練習を意味なく100回書かせるとか、残って掃除の指導を与えて、罰を与えるとか、そういったものは懲戒には当たらないんじゃないかなというふうに私は考えておりますので、その辺りは校長会等の教育長の話の中で指導はしていきたいというふうに考えております。今までもそれはしてまいりましたので、続けてまいりたいと思います。

○川上委員

やっぱり教育長が今のような答弁を繰り返しておると、懲戒の名によって、虐待は学校現場ではなくならないと思います。漢字の書き取りが100字書きなさいであれば、懲戒ですと、1千字書きなさいと言ったら、これは虐待ですか。そこは懲戒を与える側が自分で判断して、これは懲戒ではない、虐待ではない、文部科学省が許した懲戒の範囲だと自分が決めるわけです。そして、そうではなかったというのは、そういう問題が起きた後に分かるわけじゃないですか。行き過ぎた懲戒でしたとか、そのとき子どもは傷ついている状態で分かるわけじゃないですか。

だから、力を持っている側が、これは懲戒であるとかないとか言って、手加減をするかせんかは自分の考え一つだみたいな状況を学校現場に残しておいていいのとか。子ども同士で、これは懲戒ですよ、虐待ですよと、同じ立場で話しているわけじゃないじゃないですか。だから、私に言わせたら、闇なんですけど、闇を残しているところとの連携をどう取っていくのかという問題もあると思います。

これは、引き続き、議論をしていきたいと思いますが、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたい

と思います。

暫時休憩いたします。

休憩 15:44

再開 15:54

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について、報告したい旨の申出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市立病院小児科の休日・夜間診療の受付時間変更及び臨時休診について」報告を求めます。

○健幸保健課長

「飯塚市立病院小児科の休日・夜間診療の受付時間変更及び臨時休診について」説明いたします。

1つ目の資料をお願いいたします。受付時間変更の資料となります。令和6年4月1日より飯塚市立病院で実施しております小児科休日・夜間診療の受付時間を、これまで土日祝日及び12月30日は15時30分から22時までの6時間30分としておりました。6時間を超える勤務を要する場合は、労働基準法第34条の規定に基づき、45分間の休憩を勤務する者に取っていただく必要がありますが、患者数が多い場合、なかなか休憩が取れない状況が生じております。つきましては、医師等の休憩時間確保のため、土日祝日及び12月30日の受付時間を2部構成に変更し、第1部を15時30分から18時30分まで、第2部を19時から22時までとし、第1部と第2部の間に30分間の受付休止時間を設けることで、従事者の休憩時間の確保に努めるものでございます。

なお、受付時間の変更につきましては、令和6年9月1日から適用することと予定しておりまして、子どもの保護者に対しまして周知・啓発に努めてまいります。

続きまして、臨時休診について説明いたします。2つ目の資料をお願いいたします。昨年度から飯塚市立病院では既存システムの耐用年数の経過に伴い、電子カルテシステムの更新作業を行っております。9月1日からの本稼働に向け、新システムへの切替え作業が必要となりますので、8月31日、16時から、翌9月1日、9時まで外来診療を休診することとなりました。これに伴いまして、8月31日の小児科休日・夜間診療につきましても臨時休診することとなりました。

休診の対応としましては、市立病院内にお知らせのチラシを掲示し、病院、飯塚市ホームページへの掲載、小中学校及び幼稚園等の保護者の皆様へ通知をすることで周知・啓発に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

最初に説明があつた件ですけど、市立病院、小児科休日・夜間診療の関係で、土日祝日につき15時30分から18時30分、19時から22時までの2部構成にするということなんですけど、これは労働組合とはどういう協議をしているんでしょうか。

○健幸保健課長

市立病院小児科の休日・夜間診療につきましては、医師、それから薬剤師につきましては、医師会や大学病院、それから薬剤師会からの派遣ということで、個別の契約でしておりまして、看護師等のスタッフに関しましては、市立病院のいわゆる正規職員ということになるんですけ

れども、そこの協議はされておりますが、労働組合と市立病院等で協議したことに 대해서는 把握しておりません。

○川上委員

管理運営協議会は、明日の夜にあるんですか。

○健幸保健課長

飯塚市立病院管理運営協議会は、明日、開催されると聞いております。

○川上委員

所管があれなんですけど、明日、そこでこのことが報告・審議されるかどうかは分からないんですか。

○健幸保健課長

健幸保健課のほうでは分かりません。

○川上委員

それから、市立病院小児科休日・夜間診療臨時休診のお知らせなんですけども、理由は電子カルテシステム更新のためとなっています。どういうふうに更新するんですか。

○健幸保健課長

システム自体はLAN回線につながっておりますので、その切替え作業ということで伺っております。

○川上委員

ここに問診内容、検査結果、処方薬、会計など書いていますけど、更新するポイントがどういった点かは分かりますか。

○健幸保健課長

資料の2番目のほうに電子カルテシステムとはということで、委員が今ご発言のとおりの内容が書かれておりまして、我々としましてこういった診療情報を一元管理しているシステムということまでしか把握しておりません。

○川上委員

今度、把握して教えてください。

○委員長

川上委員、要望ということでよろしいですか。

暫時休憩いたします。

休憩 16:02

再開 16:03

委員会を再開いたします。

○健幸保健課長

電子カルテシステムに関しましては、企業局のほうで導入を進めておりますので、企業局のほうに伺いまして、お示ししたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市文化施設活用検討委員会からの答申について」、報告を求めます。

○文化課長

「飯塚市文化施設活用検討委員会からの答申の提出について」報告します。

令和6年7月24日に、飯塚市文化施設活用検討委員会から「嘉穂劇場施設改修・管理運営計画の策定について」、教育委員会宛てに答申書が提出されましたので報告するものです。

当該委員会は、令和5年7月14日に第1回の委員会を開催して以降、令和6年6月12日

まで6回にわたる協議を経て、答申書を取りまとめられております。なお、委員会に対する教育委員会の諮問内容は資料②として添付しており、委員構成は答申書の51ページに、委員会の審議経緯は46ページに掲載しております。

答申書表紙の次ページの目次を御覧ください。第1章から第5章に分け、嘉穂劇場の施設改修・管理運営に係る計画案がまとめられております。第1章では、嘉穂劇場の現状および課題が整理されております。

答申書22ページ、第2章をご覧ください。囲みにありますように「古き芝居小屋が放つ空気感に 新しい出会いが重なり 嘉穂劇場は色あせることのない賑わいの劇場に」を基本理念として、次の「(1) 劇場機能」、「(2) 観光施設機能」、「(3) 文化財機能」、「(4) にぎわい創出機能」の4つの機能を方針として、本計画案が作成されております。

第3章ではハード面について、第4章ではソフト面についての計画案が提案されております。

これらを踏まえ、第5章にて2031(令和13)年度の再開見込というスケジュールが示されております。

この提出されました答申書を踏まえ、教育委員会として再開に向け、本計画の策定を進めてまいります。

以上、簡単ではありますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今、再開に向けてということでしたので、再開するという方向でいくということによろしいですか。

○文化課長

この嘉穂劇場を今回、検討委員会のほうに諮問いたしました。それについても、基本は再開に向けてどのように整備を進めていくかというのが諮問の内容でございます。ですので、教育委員会といたしましては、再開をするということを念頭に計画を立てていくということで考えております。

○兼本委員

今、その想定される事業スケジュールというのがございましたが、なおかつ、再開をするということが大前提でということでしたので、先ほど説明がありました部分で、施設改修のコンセプトというのはございましたでしょう。このコンセプトに関しては、市としてはこのとおりの考えを行っていくということなんですか。

○文化課長

今回、この答申の中で施設改修の基本理念、それと改修に向けてのコンセプトというのが今回の答申でなされております。私どもといたしましては、検討委員会の中で審議をされて、今回、答申がなされておりますので、十分にこの答申書を尊重した形で、今後、整備内容について教育委員会、市のほうで検討をしていく予定でございます。

○兼本委員

24ページの施設改修計画の中で、2. 施設改修の基本的な考え方ということで、文化財としての価値の保存であったりとか、公共施設としての安全性と利便性の向上であったり、劣化・老朽化への対応等々ございますが、前に報告があったときに、建築基準法に違反していたりとか、云々ございましたよね。恐らく費用的に案外かかってくるんじゃないかということを想定しておりますが、市の見解としてはどういう見解ですか。

○文化課長

これまで報告した内容の中でも、嘉穂劇場の建築基準法との適合性といいますか、そことの乖離というか、それをどういうふうに、今後再開に向けて是正していくか。そして、かつ、今、

委員のほうで話がありました老朽化であったりとか、公共施設としてのバリアフリーの問題、こういった問題を解決するためには相当の費用がかかるということは考えております。ただ、まだその分については試算がなされておられませんので、その試算の内容を踏まえて、今後の整備計画の策定と結びつけた形で進めていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

文化財として保存するという形になってくると、やっぱりそれなりの費用がかかってきます。このコンセプトの中にもありますように、やっぱり機能性をアップデートした持続可能な劇場という形で考えていかないと多分いけないのかなというふうに、この答申の中を読ませていただくとするんですけども、そうなった場合に、アップデートした持続可能な劇場が、実際に飯塚市でできますか。それだけのものが、回収できるものが飯塚市ができるのか。まず計画する前にそういうところを考えられたらどうですか。できないのであれば、文化財としては飯塚市が保存していかなくちゃいけない。それ以外に関しては、極端に言うと、飯塚市ではなくてそれなりのプロにお任せするとか、そういうところとか、どういうふうに事業を進めていくのかというのを考えていかないと、税金は使ったけど、人も来ないとか、そういう状況じゃ駄目でしょうし、まちのにぎわいをどうやって積み立てていくかとかいったことになってくると、僕は果たして、大変申し訳ないんですけど、飯塚市が考えるだけで大丈夫なのかなというふうには思っております。

最初は、片峯市長は二、三億円ぐらいでというお話でしたからあれだったんだけど、今、実際にどんどん進んでいくことになると、お金がどんどん重なっている状況で考えると、存続させるためにはどうするのかということ、まず最初に方向性を行政として出していただいたほうがいいのではないかなと思います。それで、それを進めていくというような形にされないといけないんじゃないのかなというふうに思っておりますが、今後の検討というところではしっかりと考えていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○文化課長

今、委員がご指摘の、まず、イニシャルコストの問題、そのあと、できた後のランニングコストの問題、それぞれ課題が多くあるということは承知いたしております。そういう課題がどういう形で解決できるかということも踏まえて、今後、検討して、進めてまいりたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

資料を読ませていただきまして、20ページのほうに答申案として、望ましい部分がこういったものだというふうな書き方をしているんですけど、20ページの中段ぐらいに、「いずれも、保存建築物として指定（登録）したのち、建築審査会の同意を得て建築基準法の適用除外を受けることとなります。」というふうな記載があるんですけど、これは、古い建物だし、文化財的な部分があるので、今の建築基準法にはのっとっておりませんがというふうなことかと思うんですけど、これはどういう状況なんですか。建築基準法には適用されないけど、建築審査会の同意を得ることで、法には適用していないけど、オーケーになりますというふうな、その辺りの説明を加えていただけますか。

○文化課長

この答申書の中の16ページに、今の嘉徳劇場の問題点というのを整理しております。これまでも説明があったかと思いますが、劇場本体部分と、隣にあります住宅棟、これについては建築基準法ができる前にできた建物です。それ以外の建物については建築基準法ができて以降の建物になりますので、本来であれば建築基準法を遵守した形で、増築をしなければいけなかったが、できていないというのが今の状況です。

それで、建物本体、劇場本体の部分と住宅棟については、法ができる前の状態ですので、既存不適格という建物という状態になります。そして、今後、その本体は、今の状態でいえば違反建築ではない、既存不適格ということになりますけども、これを何かしら建物を増築するとか、改修するという事になれば、今の建築基準法を守らなければいけないというのが法の趣旨になります。

ただし、嘉徳劇場については、国登録有形文化財になります。細かくになりますが、国登録有形文化財だけでは、この建築基準法の適用除外、それでもこの建物はいいですよという取扱いにはなりません。ただし、市が指定する歴史的な建築物という指定をすれば、先ほどありましたように、県の建築審査会を通して適用除外の手続が踏めるということになります。

○永末委員

私も専門じゃないので、ちょっと的外れなことを言うかもしれませんが、建築基準法というのは、結局、安全性というか、計画を見させてもらっても、私は見させてもらってすごいいいといいますか、いろいろな意味で、いろいろな方面から考えられているというのは感じながら読んでいたんですけど、建築基準法というのは、やはり安全性という部分を担保するための規制かと思うんですけど、そこに適用されていない状態でも、要は建築審査会の同意を得れば利用できるというふうなことなのかと思うんですけど、その安全性とかの担保はどこでクリアされるんですか。

○文化課長

今、ちょっと私の説明が不足していたかと思います。建築審査会を通すに当たって、そういう文化財的な建物だからオールオーケーということではございません。当然、建築基準法は、利用者を含めて近辺の安全確保が主といいますか、そこを確保することが必要になりますので、その分をどういう形で、別の担保する方法の準備といいますか、例えばですけども、階段が急になっていると、人が通るのに、これは建築基準法で満たされないんですけども、これが歴史的な建造物で、昔からあるもの、これがなくなったら趣であったりとかそういうのが変わってしまうという場合とかに、ほかに通路を確保できれば、ここの階段の部分については建築基準法の適用除外として対応しますというようなことが建築審査会のほうで認められるということになります。

全てがそのままいいですよということではございません。

○永末委員

何となく分かりました。

一点だけ、すみません。スケジュールが44ページのほうに書いてあったんですけど、議会とか委員会として、議決といいますか、審議に今後関わっていくタイミングというのは、基本設計とかの予算的な部分、また条例の制定が必要だと言っていましたので、条例の審査というふうなことになると思うんですけど、委員会であるとか議会が関わっていく審査のタイミングというか、ポイントというのを示していただけますか。

○文化課長

答申の中で記載をいたしております事業スケジュールですけども、この事業スケジュールは今年度からすぐ動き出して、一般的な事業スキームに乗せたときのスケジュールということで、まず、ご理解をいただきたいと思っております。

今後、この嘉徳劇場の再開に向けた事業を進めるに当たっては、時期も含めて今検討している段階ではあるんですけども、先ほど言いました条例整理、それと予算の問題がありますので、その分については議会のほうの同意が必要になるかと思っております。また、それとは別に、先ほどから申しますように、今、答申がなされました。今後、教育委員会、飯塚市のほうで、この整備に向けた整備計画を策定いたします。その分がある程度できた段階では、また報告をさせていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財政見通しについて」報告を求めます。

○財政課長

○財政課長

それでは、令和3年度に公表いたしました飯塚市普通会計財政見通しを改正いたしましたので、その内容を説明させていただきます。

1 ページの表紙に記載しておりますように、一般会計と1つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成をしております。

対象年度、期間につきましては、令和6年度から8年度までの3年間としております。9年度以降につきましては、実施する事業量や事業費を見込むことが困難であるため、参考値といたしております。

今回の策定に当たり、財政見通しの目標を財政調整基金及び減債基金の年度末残高の合計額を令和8年度時点で60億円以上とすること。または地方債借入額を対象年度内の累計で170億円以内としております。

今回の財政見通しの基本的な推計方法は、令和5年度の決算見込額または令和6年度当初予算額を基準値といたしまして、それに増減要素、特殊要素を加味して推計のほうをいたしております。

2 ページをお願いいたします。歳入、歳出の各項目における推計条件を記載しております。詳細な説明は省略させていただきますが、過去の実績から増減率を算出して、基準額に乗じて推計した項目、基準額に作成時点で判明している特殊要素などを記載しております。

今回の作成に当たり、基本的にはこのままの状態であればどのような状況になるのかという観点での財政見通しとなっております。

3 ページをお願いいたします。歳入歳出の主な項目につきまして記載をしております。歳入の根幹となる市税につきましては、令和6年度当初予算額を基準額といたしまして、今後も同様の水準で推移するものとしながら、人口減少率と人口に占める納税義務者数の割合を考慮し、推計をいたしております。

次に、実質的な普通交付税につきましては、令和6年度当初予算額を基準額として、市税、扶助費、各特別会計の繰出金、公債費、国勢調査人口などの影響額を考慮して推計をいたしております。

歳出の扶助費は、令和5年度の決算見込額を基準として、令和8年度まではその基準額に過去の増減率を乗じて推計し、対象期間内に約12.5億円の増加を見込んでおります。9年度以降は現在の生活保護扶助費の減傾向、その他の扶助費の増加傾向がいつまで継続するのか想定できませんでしたので、8年度の数値と同額で推計をしております。

公債費は借入済の市債に対する償還額、令和5年度以降借入見込額の特別事業分と特別事業以外に分けた償還見込額を分けて推計しております。今後の市債活用による事業実施の状況によって、数値は変動する見込みとなっております。

普通建設事業は、今回の財政見通しに参入した特別事業分は、総合計画の実施3か年計画を参考として、4ページから6ページにかけて記載をしており、その特別事業以外の分としては、過去の実績を考慮しまして、24億円で推計しております。

次ページ、4ページをお願いいたします。一番上の補助費等は、令和6年度当初予算額を基準額として推計をしております。

一部事務組合負担金分のうち、ふくおか県央環境広域施設組合の清掃工場等の再編整備事業

につきましては、作成時点で把握している概算額から試算したものを普通建設事業の特別事業分に計上いたしております。

次に、事業内容①の項目では、6ページにかけまして、今回の財政見通しに参入しました総合計画の実施3か年計画などから抽出しました9事業を、普通建設事業の特別事業として、その事業名、事業費及び財源内訳等の推計を記載しております。なお、この事業費につきましては、事業規模を確認するための概算数値となりますことから、実施の際には、事業費は変動することが想定されます。

次に、6ページをお願いいたします。こちら事業内容②の項目、ふるさと応援寄附事業分では、寄附金の額を令和6年度当初予算額と同額として令和8年度まで減少させ、9年度以降は8年度と同額の30億円で推移するものとして設定し、必要経費を差し引いて、ふるさと応援基金の年度末残高を算出しております。この額が翌年度の事業に活用できるものとして推計をいたしております。

7ページをお願いいたします。これまでの推計から算出した結果をまとめたものが①歳入と②歳出の見通しとなり、一番下の③収支（財源調整必要額）に表示しておりますとおり、各年度におきまして、財源不足が発生するという推計となっております。

8ページをお願いいたします。財源調整した結果を、④財政調整基金および減債基金の年度末残高の合計に示しております。ここでの目標は、標準財政規模の約20%で設定しました基金残高を令和8年度時点で60億円以上とするとしております。対象期間内においては、決算ベースでは財源調整が可能であるという推計ではありますが、今後の予算編成には厳しい残高の状況が予想されております。

その下、ストック情報といたしまして、⑤地方債（市債）残高の推移を掲載しております。ここでの目標は、支払い以上に借入れをせず、公債費を抑制していく取組といたしまして、地方債借入額を対象年度内の累計で170億円以内としております。

ただいまご説明いたしました③収支、④基金残高から考えますと、この財政見通しは、ふるさと応援寄附金により約20億円を超える財源を確保した推計になっているにもかかわらず、毎年度財源不足が発生する見込みとなっており、今後、ふるさと応援寄附金が減少することを想定いたしますと、財源調整のための基金残高、想定される市税などの一般財源収入、今後見込まれる事業費などを考慮いたしますと、本市の財政状況は決して余力がある状況ではございません。今後も持続可能な行政運営のためには、事業の取捨選択や予算計上時期の調整を図りながら財政運営に取り組む必要があると考えております。

簡単ではございますが、以上で報告のほうを終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

この中で、令和7年度から、ふくおか県央環境広域組合負担金が発生してきますが、これは総額がお幾らで、そのうち飯塚市がどのくらい負担するような形になるのでしょうか。

○財政課長

今回、財政見通しの中に算入している事業費ですけども、まず、こちらの総事業費といたしましては、作成時点でこちらのほうが把握しております造成事業費、あと建物に関する建設費用、その2つを合わせまして約500億円程度と想定をしております。その中から国庫支出金などを除きました市町の負担が算出されます。そして、各市町の負担のほうが人口割合で定められますので、飯塚市のほうは約72.3%で試算をしまして、飯塚市の負担としましては約291億2千万円程度で試算をしております。

○兼本委員

一般財源と地方債と令和7年度から11年度までで分けているという形ですね。それで、

前のページの公債費がございまして、公債費にはこの令和5年以降の借入れ見込み分の返済分というのは入らないんですか。入っているんですか。

○財政課長

今回、県央の負担金に対しましては、市債のほうを借りるようにしております。市債の借入れのほうで、借入れ年数が30年、あと、据置き期間を3年間で試算をしておりますので、借入れをして3年間は元金が据置きで、4年目以降から返済が発生しますので、公債費の支払いは、先ほどの3ページの公債費の中に含んだ形になっております。

○兼本委員

ということは、令和7年の23億5千万円の分は令和10年からという形になるんですか。

○財政課長

地方債の借入れは各年度で行っていきまして、利子の支払いが8年度から始まっていくような形の計画になっております。

○兼本委員

ということは、今この計画は令和11年度までしかないもので、令和11年ということは、9年以降の借入れ分の返済というのは、ここには表示されていないということですよ。

○財政課長

先ほどの説明を訂正させていただきます。こちらの市債を借入れしました公債費の支払いの開始時期になりますが、利子の支払いは令和8年度から始まってまいります。そして、元金の支払いは令和11年度から始まるような形になっております。

○兼本委員

ということは、令和11年の元金3億6千万円の支払いとなっているのは、23億5千万円の分だけということでしょうか。そうすると、その後、12年、13年、14年、15年、16年となると、大体幾らになるんですか、この返済が。

○財政課長

今回の市債の借入れに伴う公債費の支払いになりますが、公債費の最終年度は令和41年度となっております、トータルとしましては約313億6千万円程度となります。

○兼本委員

年別に行くと、どのくらいになっていくんですか。ある程度のところから一定になるでしょうか。

○財政課長

支払いのほうで元利を合わせまして、令和15年度から11億2千万円を払っていくような形になります。

○兼本委員

令和15年度からは、30数年間は11億円ずつ払っていくという形になるということですね。そうすると、金額が大きいので、僕は家の収入、支出、預貯金で考えさせていただいて、結局、赤字の部分を財政調整基金で補填しますというお話でしたよね、7ページの1番下かな。そうすると、令和6年、令和7年、ずっと11年まで載っておりますが、それ以降というと、赤字になる部分というのはもっと増えるということになるんでしょうか、令和41年まで。

○財政課長

今、この財政見通しの中では7ページの1番下の③の収支のところ、歳入歳出の単純差引きのほうを記載といたしております。そちらで、令和11年度が30億2千万円のマイナスになるという形になっておまして、こちらの分も現状で、作成時点でいけば、マイナスの計算がずっと、最後の年といいますか、もうちょっと私どもは計画期間を持っておりますので、例えば、これが令和12年度であれば、マイナス22億9千万円程度になるという形になります。マイナス30億2千万円のところが、令和12年度でいけばマイナス22億9千万円というよ

うな数字になってくるような、現状で作成した分の見通し等はずっと将来的には持っておりません。

○兼本委員

ということは、大体このくらいは毎年赤字になるんだという、最低でもこれはなるんだよということですか。毎年、今後、飯塚市の今のこういう事業をやっていくとしたときに、これだけの赤字が毎年発生してくるんですよということで理解していいんでしょうか。

○財政課長

作成時点の内容でいけば、このままの状態であれば、令和12年度以降も約23億円から、令和15年度ぐらいでは25億円程度までのマイナスの収支となっている状況になります。

○兼本委員

そうすると、財政調整基金と減債基金の目標を60億円以上と言われていましたよね。8ページの年度末残高をずっとこう計算して、その赤字分を調整していきますとなると、令和12年も赤字じゃないですか。というふうになっているように感じるんですが、違うんですか。何か方法があるんですか。

○財政課長

今回の作成に当たり、現状のままで今後の推計をいたしますと、このような数字になっております。今、委員が言われますように、令和11年度の残高のほうは18億1千万円というような数字になっております。そうしますと、こちらの令和12年度にはどうなるかといいますと、この基金は枯渇するというような数字のシミュレーションになっております。

○兼本委員

となると、令和8年度時点で60億円ですね。だから、その後はということですよ。この財政見通しを考えると、歳入の部分で、先ほど課長が言われたように、市税の税収というの、人口減であったり、経済の問題とかであったり、減ってくるのではないのかと、地方債にしてもですね、人口が減れば減ってくるわけでしょう。そして、なおかつ、最近、好調であったふるさと納税が自主財源の10%ぐらいありましたでしょう、いいときで。それがもう半分以下という形になってくるわけでしょう。そうすると、それも5%ぐらいになってくるということでしょう。今、飯塚市の市税関係でいけば、どのくらいですか、全体の予算の十四、五%ぐらいですか。そうすると、寄附金と市税等を入れても20%ぐらいでしょう。それしかなくなるわけですよ。今は40%近くあるわけでしょう、自主財源というのが。それが、当然、それだけ減ってしまうということが、考えられるわけですよ。なおかつ、依存財源という部分に関しては、義務的経費というのは減っていかないというのが現在の考え方ですよ。そうすると、毎年十何億、二十何億円となると、今までできていた市民サービス、事業ができなくなるんじゃないかと危惧するんですが、大丈夫なんですか。

○財政課長

今回の財政見通しのほうは、現状で今後どうなるかを試算いたしております。それで、今後は予算の計上時期や歳出改革などを行いながら、事業の実施をしていきたいというふうに考えております。また、事業の必要性や費用対効果などを慎重に検討し、事業の財源など多角的に分析を行い、住民福祉や行政サービスを低下させないように、今後の財政運営を図ってまいります。

○兼本委員

せっかく、さきの嘉穂劇場の話じゃないですよ、入っていないわけでしょう、そういうのも。入っていないということですよ。もうこれからどんどん増えるわけですよ。先ほど言われたように事業ができるもの、できないものを選別していかなくてはいけないということですよ。ですので、これは、一旦、ここまでして、なくてはいけないのかもしれないけれども、これでいったら、それこそ財政再建団体でしたか、そういうのに入ってしまうんじゃないですか、飯

塚市。そうなったらどうなるんですか、職員の皆さんも。国の管轄になるんですか。お給料は
どうなるんですか。というところがあるんですが、この状態のままで清掃工場の事業を、これ
だけの金額でやっていくということ、この間も公募されてきましたよね、組合長である市長
のほうが。これは実際に大丈夫なんですか。これで飯塚市は今後やっていけるんですか。でき
れば、市長のほうから大丈夫ですと強いお言葉をいただければと思うんですが、どうなんです
か。私は多分、無理じゃないかと思うんですけども。

○行政経営部長

委員のるるご指摘、ご意見等をいただきました。財政課長のほうも申しあげましたとおり、
現状のまま、今回のシミュレーションを行っております。何がどうなのかということに特化し
て申しあげれば、非常に財政状況は厳しいと。先ほど、委員も歳入のほうで、今から減少が見
込まれるだろうという中で、歳出が増えていくんじゃないだろうかとのご心配のお言葉があ
りました。確かに私もそれはございますが、現状、こういう問題があるということ、ま
ず、議会の議員の皆さんと職員が把握をしていただく、分かっている、これが第一です。

これを基に、先ほど課長が言いましたけど、行財政改革等々で事業の見直し、もしくは、細
かい点まで申し上げますと、補助金とか、受益者負担とか、いろいろな面でやはり改革をやら
ないとやっていけないよというときに来ているんだよというところを分かっていたきたい。
やらなければならないというふうにして、今回シミュレーションを出しているところござ
いますので、今後より一層のその辺の努力といいたしめようか、やっていきたいというふう
に考えております。

○兼本委員

今おっしゃるように、でも、これは財源を上げるというのを、5年で財源何十%上げましょ
うとかいうような目標をつくってされますか。多分、今からやっても何十年後、もし上がった
としても、そんな急に上がるようなことはないでしょう。歳出に関してはやっぱりどんどん
どんどん出ていくんだと思うんですよ。私たちもそこは議員としてしっかりと見ていかないと
いけないところだと思っております。なので、私はこれは大丈夫なのかなと、正直言って。も
しかしたら、現状が一番いいのかもしれない。来年、再来年になったらもっと悪くなるのかも
しれない。そこをしっかりと考えていただかないと、下手したら、令和12年に何もなくなっ
てしまうでしょう。今、せっかくしている事業もできなくなって、どんどんどんどんとなると、
市民の皆さんもこんな飯塚市は面白くないからほかの所に移っていくんじゃないかなと思うん
ですよ。そうじゃないようにもっと真剣にお互いに考えていければと思っておりますので、
よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

教えてほしいのが、私は会派のほうでやらせてもらっていて、同じ会派の同僚議員の
ほうから予算委員会で質問をしていたんですけど、今回の見通しのほうで、財政調整基金のほ
うの取崩しの見通しをつくられていますけど、予算特の際に押さえていた数字と、今回の見通
しのスタートラインの数字というのが、若干というか、かなり、令和5年度だと34億円ぐら
い、令和6年度は、見込みと書いていますけど63億円ぐらい、要は見通し上でのスタートの
基金残高のほう予算特に比べて多いというふうな見通しのスタートになっているんですけど、
ここの違いについて、もし答弁いただけるのであれば、お願いします。

○財政課長

こちらの財政見通しを作成する時期にもよるのも一つの原因としてあります。実際に決算を
迎えますと、予算のときと決算の中で数値の動きが、執行段階の見直しとか、決算と財政見通
しは大きく相違する点がございますので、できる限り私たちも財政見通しを発表する、公表す

る時期に合わせて、決算・予算と合わせていきたいと思うんですけども、どうしても実施の段階で金額の相違が出てくるのは仕方がないというふうには考えております。

○永末委員

確認ですけど、今の課長の答弁からいくと、要は今回の見通しに関しては決算上の金額が少し捉えることができたので、そういった部分から予算の段階で示されていた数字よりも改善されているということですというふうな理解でよろしいでしょうか。

○財政課長

今回の公表時期がこの時期となっております、今回の作成に当たり、決算の近い数字と、あとは令和6年度の当初予算の金額をベースに、これまでの決算の増減率などを加味しておりますので、できるだけ財政見通しと決算の見込みが近づくような作成方法にしております。

○永末委員

これを聞いているのが、数億円ぐらいの違いだったら、そういったこともあるのかなと思うんですけど、例えば、今回の財政見通しで、令和5年度の年度末残高は168億8千万円、令和6年度は推計ですけど156億9千万円というふうになっていますけど、さきの予算委員会では、この令和5年度が見込みで134億8千万円、大体、今回の見通しのほうが34億円多いです。予算特の令和6年度の見込みが93億円で、今回と比べると、今回の見通しのほうが63億円多いというふうなスタートラインのまず違いがあるので、これだけ決算によって数字が変わってくるものなのかなという単純な疑問だったんですけど、部長、答弁をいただけますか。先ほどの課長の答弁に補足していただけるような部分ありましたら、お願いしたいんですけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:58

再開 16:59

委員会を再開いたします。

○財政課長

失礼しました。例えば、歳入でいけば、歳入の予算額以上に決算は数字が多く入るような形を迎えます。そして、歳出に関しては、歳出予算より、契約の執行残などで、少ない決算額を迎える形になります。単純にその歳入歳出の差引きが、形式収支と言いますが、単純に数字を差し引いたものを形式収支と言いますが、決算の場合は、その形式収支から翌年度に必要な事業などの財源を持っていく処置を行いますので、そのような形で、予算を組んだときと決算を迎えたとき、そして、この財政見通しを作成するときの引き算といいますか、歳入歳出の数字の持って行き方の違いがありますことから、数字のほう乖離しているという形が生じております。

○永末委員

また別の機会に、この辺りもお話をさせていただきたいと思いますが、福田部長にぜひお聞きしたいんですけど、部長になられて、いろいろと私もお話を聞かせてもらって、福田部長が行政経営部長として歳出の削減ということにしっかり取り組んでいかななくてはいけないというふうなお話も聞かせていただいて、そういった部分を今後しっかりやっつけていけるんだろうなと思っているんですけど、実際に、先ほども答弁ありましたけど、現状をこのままいくところになりますというふうな見通しを、まず、認識を共有したいというふうなことだったのかなと思うんですけど、今回、示された理由として。ただ、当然、このままではいけないので、しっかりとその共通認識のもと、いろいろと行財政改革を行っていくというふうなところだと思うんですけど、以前からずっと私も財政見通しを見させてもらってきていて、ふるさと納税の関係で、今は調子がいいんですけど、その前の段階の頃に非常に近い財政見通しかなというふう

に見ているんですけど、そのときもかなり数十億円規模の赤字が単年度で出ていてというふうな状況でしたけど、また何かその状況に戻ってきているなというふうに見受けられるんですけど、今後、行財政改革が非常に難しい時代になってくると思うんですけど、方向性は分かるんですけど、具体的にどういうふうはこの行財政改革を行っていかうとされているのか、その部分、難しい部分があるかもしれませんけど、方向性といいますか、ビジョンといいますか、そういった部分を大まかでもいいので、お示しいただけますか。

○行政経営部長

今、永末委員のほうからご質問いただきましたけど、どういうふうな方向性で改革をやっていくのかということですが、まず、これからの行政経営の方向性ということで歳入の確保の点から申し上げますと、令和4年、5年は本市は転入超過のほうにいています。それを持続していくための事業は展開しながら、継続しながら、あとは、DX化に伴ってキャッシュレス決済等々の導入も行いまして、できるだけ、移住・定住をして、人口を限りなく増やしなが、少しずつ増やしながでも、市税等の歳入のほうの確保はしつつ、今度、歳出のほうですけども、これも、結局、合併以降、かなり事業が増えています。それが本当に市民サービスになっているのかどうか、検証しながら、毎年やっていますけど、再度、角度的に違う視点で、そういうところを再度、事業ごとに見ていく。そういうことをしながら、スクラップして、ビルド、新しく事業を展開するというふうなやり方を、細かい部分まで切り込んでいく必要性はあるのかなというふうに考えています。これは方向性だけなんで、細かい点については、今後、各担当部署と詰めてはいきますけども、今、言えるのはそういう方向でやっていきたいなというふうには思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。